1975年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行　ISSN0582—4419

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

1
1996 NO.352

■巻頭言

新党づくり雑感　　峰崎直樹

■特　集

ＮＰＯ支援のための社会党の考え方

— 法案大綱（案） —

■資　料

「新障害者プラン」策定の基本的考え方

日本社会党政策審議会

社会党の新刊情報

消費は毎日の投票

女性参政50周年記念出版

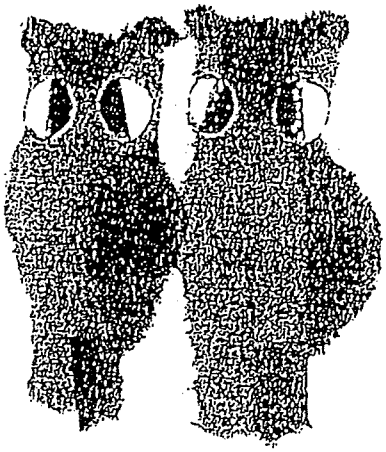

草の根からの議会進出と毎日の賢明な消費行動を通じた女性パワーの発揮で、生活者経済への転換と世界の平和・人権の確立を！――国際公務員、参議院議員、閣僚としての豊富な活動経験をもとに、女性たちへの熱い期待を語る。

地球時代の女性と政治

久保田真苗 著

［主な内容］

Ⅰ部　女性と政治
1　婦選の源流をたずねる
2　女性参政五〇年
3　女性の国際運動
A　国連・世界女性会議のあゆみ
B　北京会議への準備・ジャカルタ会議に出席して
C　もう一つの国際運動―SIW

Ⅱ部　生活者と経済
1　日本経済のゆがみ
2　生活者経済への転換
3　日本の物価
4　人と環境にやさしい経済
5　消費は毎日の投票

Ⅲ部　主権者と国際連合
1　国連をどう改革するか
2　旅の点描
A　83～84年の旅から
B　南アにアパルトヘイトを見る
C　88～91年の旅から
D　カンボジアUNTACの経験
3　国連の武力行使と日本

46判256ページ上製
★定価　2，200円
★送料　　310円
（送料5冊以上無料）

お問い合わせ・お申し込み●日本社会党機関紙広報委員会
電話　03-3592-7515　ファックス03-3581-3528

巻頭言

新党づくり雑感

峰崎直樹
政策審議会副会長

いよいよ新党づくりも最後の胸つき八丁にさしかかって来た。新しいものを創造しようとする時には産みの苦しみがつきものである。この苦しみを乗り越えてこそ展望が開けてくるのだと思う。

よく、何故、新党を創るのか、という質問を受ける。けだし当然のことだと思う。一番重要なことは戦後50年の社会党史の総括にあるのだ。もちろん不十分ながら一定の成果を成し遂げたことも多い。非核三原則であるとか、武器輸出の禁止であるとか、海外に軍隊を派遣して他国の国民を殺戮しなかったとか、枚挙にいとまがない。村山内閣になっても被爆者援護法の制定や水俣病問題の決着等も高く評価されよう。

しかし、国民の社会党に対する支持率は60年安保以降低下し続けて来たのである。ただしあの1989年から90年の土井委員長の時代の一時期を除いて……。

その冷厳な事実を前に、率直に欠陥をえぐり出し、その総括を大胆に行わなければならないであろう。ある政治学者が、「社会党は戦前の歴史確認において正しいが、戦後史は誤っていた」と指摘している。考えてみれば小生も、大学入学後マルクスやエンゲルス・レーニンの古典を読み、日本に社会主義革命を実現させたいと考え、社青同から社会党へと30年の年月を経過して来た。今、そのように考え、発言し、行動して来たことの責任が問われていると思う。一番の問題は、社会党の歴史の中で“中立”とは言いながら、ソ連を中心にした社会主義陣営に立脚していた時期がまちがいなくあったし、お隣りの韓国に対する評価においても間違っていた時期もあった。それらは歴史の蓄積となって国民の意識に沈殿しているのだ。公約違反というよりも、そういった戦後史の中の社会党のポジションの誤まり蓄積の方が決定的に大きいように思えてならない。さらに又、戦後の55年体制の下で、万年野党という立場にあまんじて十分な党改革の成果も見ることなく今日まで来てしまった責任は極めて重いのだと思う。否、それはまだ党の改革のレベルにまで留まっている限りは党員にとっての問題で収まるのだろうが、それが政治全般に怠惰をもたらし、日本の政治の退廃をもたらす原因になったとしたら、その責任はまことに重大であろう。三年前の参議院議員選挙で当選して国政の片隅にいて痛感することは、立法府として、国権の最高機関としての国会がその機能を十分に発揮できるようなものになり得ていない。とりわけ国会議員が質の良い情報に接することが可能となるようなシステムになり得ていないことを痛感させられる。とりわけ、今日の時代を正しく分析する力が今こそ必要なのだと思う。ポスト冷戦の時代、ポスト主権国家の時代、ポスト産業社会という歴史の大きなメガトレンドを捉え、課題を設定し、政策化しうる力の必要性である。わかり易い言葉で言えば“先見性”ということなのだろう。そうだ！「革新とは先見性のことだ」と発言されたのは、たしか長洲前神奈川県知事だったと思う。新党には先見性こそが不可欠だ。

（みねざきなおき・参議院議員）

POLICY AND LEGISLATION

政策資料 1

1996年 No. 3 5 2

巻頭言　新党づくり雑感　峰崎直樹 …… 1

特集　NPO（非営利団体）法案関係

NPO支援のための基本的考え方　社会党市民公益活動特別委 …… 4

社会党特別委員会の税制措置の基本的考え方　〃 …… 11

市民活動団体に対する法人格の付与に関する法律案大綱案　〃 …… 16

資料

第 134臨時国会参議院代表質問　川橋幸子・斎藤　勁 …… 18

「新障害者プラン」策定に関する基本的考え方
— 中間とりまとめ（案） — 社会党厚生部会 …… 23

APEC大阪会議関係　与党経済対策プロジェクト …… 27

「新たな防衛力の考え方」への提案　社会党安保調査会 …… 39

平成8年度税制改正基本方針　〃 税制調査会 …… 42

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議
（衆・参） …… 44

「国連人権教育の10年」に対する取り組みについて
与党人権と差別問題に関するプロジェクト …… 46
住専問題についての申し入れ …… 47

政策の焦点

Ⅰ　機関委任事務を考える
横田昌三 …… 48
Ⅱ　薬害エイズとＨＩＶ訴訟について
山口希望 …… 51

・1995年度総目次一覧 …… 54
・与党政策調整会議省庁別調整会議メンバー一覧 …… 62

特集

ＮＰＯ（非営利団体）法案関係

1995・11月

ＮＰＯ支援のための基本的考え方

日本社会党
市民公益活動特別委員会

《内　容》

ＮＰＯ台頭の背景と意義。
ＮＰＯとは何か。
ＮＰＯは何を求めているか。
現行公益法人制度の問題点。
新たな市民活動法人法制定の必要性と基本フレーム。
社会党の市民活動法人法（仮称）大綱。
与党ＮＰＯプロジェクトチームの議論の経緯。
社会党特別委員会の税制措置の基本的考え方。
外国のＮＰＯ対策の概要。
関連参考資料。

〈ＮＰＯ台頭の背景と意義〉

○　今日、ＮＰＯは福祉、環境保全、人権擁護、国際協力など多様な分野で活発な運動を進めている。この傾向は日本だけにとどまらず世界的潮流となっている。ＮＰＯの国際比較に精力的に取り組んでいるレスター・サラモン（ジョンズ・ホプキンズ大学教授）は、近年のＮＰＯ活動の高揚を、グローバルな「連帯革命」（associational revolution）と呼び、世界に与えるそのインパクトを19世紀後半における国民国家の台頭に擬えているほどである（サラモン『福祉国家の衰退と非営利団体の台頭』）。

○　にもかかわらず、わが国においてはアメリカなど諸外国と比べて、ＮＰＯに対する国民的関心も未だに低く、とりわけ、公的なサポートは全くと言ってよいほど立ち遅れているのが現状である。

○　世界的なＮＰＯの台頭を生み出している原因は何か。サラモンは四つの危機と二つの革命的変化を指摘している。第１は、硬直した政府サービスと負担圧力に問題を抱えている福祉国家の危機であり、第２には、政府の能力の限界を示しつつある開発の危機であり、その中にあってＮＧＯの関与が目立っていること、第３は、環境の危機であり、第４は、社会主義の危機である。こ

うした危機に加えて、コミュニケーション・ネットワークの発達と戦後の経済成長を背景にした中産階級の輩出という二つの革命的変化が、人々の広範囲な結集を助け、また、非営利団体の誕生を促したと分析している。

○　このように、環境など市場メカニズムでは解決できない、市場論理ではむしろ問題を深刻化させる課題や、高齢社会など政府部門だけでは対応できない新たな課題の登場が、ＮＰＯ活動の高揚の背景にある。市場＝企業システムと政府システムが行きづまりを示す中で、ある時はそれらと対抗しつつ、ある場合には協力したりしつつ、「もう一つの社会経済システム」の形成を目指すものとしてＮＰＯ活動が存在する。

これに加えて、われわれが注目すべき点は、アメリカにおいて、投票、政党あるいは労働組合といった伝統的な政治参加の枠組みが形骸化していることがＮＰＯの意義を高めているという認識が広がっている点である。投票率の低さや労働組合の組織率の低減と反比例するかのように市民活動が活発になっていることを、同じような状況下にある日本において、どのように考えるかは極めて重要な視点ではないだろうか。

○　わが国においてＮＰＯ活動の特徴と意義は以下の点にあると考える。

第１に、自立した市民が事業を担ったり、提案型活動に挑戦しつつ、社会と経済の新しい編成に積極的関わりを持とうとしている点である。既存体制への抵抗と異議申立て運動であった60～70年代の市民運動との際立ったちがいがこの点にあると言える。

第２に、（準）公共財を、多様化するニーズに応えて画一的に提供することが困難になりつつあるが、ＮＰＯは、こうした多様性に応えて、財・サービスを提供しうる機動性を有している。高齢社会に対応した地域福祉の分野では既に実績を積み上げているし、また、今回の阪神・淡路大震災の際に、行政機能が十分に機能しない中で、機動的かつ柔軟な活動能力を発揮した。これらは福祉や防災コストを安上がりに済ませそうという議論とは別次元の話であって、市民が自発的に参加し、画一主義の枠を乗り越えられない行政に代わってその使命を果たそうとする積極的意義をもつものと理解されるべきである。

第３に、ＮＰＯは、企業内労使問題に傾きがちな労働組合よりも社会との直接的な関わり方が強く、こうした性格を有するＮＰＯを支援することは、開かれた社会をつくり、連帯型社会の形成と市民社会の成熟化に貢献し得るものである。

第４に、ＮＰＯは、社会党が現在目指そうとしているネットワーク型のリベラル新党の具体的なパートナーであり、日本の政治にとっても戦略的な位置を占めている。

〈ＮＰＯとは何か〉

○　ＮＰＯ（Non-profit Organisations）の定義を一言で示すのは難しいが、さしあたり、「市民のボランティアや、個人・企業の寄付、助成財団の助成金、行政の補助金などの資源を広く活用しながら、組織として活動し、公益的な財・サービスを提供する、独立・非営利の民間事業体」（「ＮＰＯ推進フォーラム」）と理解しておきたい。

○　ＮＰＯのもっとも基本的な概念は「非営利」（＝利益を構成員のあいだで分配しないという意味であって、収益事業をしないという意味ではない）である。
非営利団体は、次の３つのグループに分けることができる。

a　政府部門
　行政府、議会、地方公共団体など
b　共益団体
　労働組合、協同組合、趣味のクラブ、同窓会など
c　公益団体
　不特定多数の利益を獲得することを目的とする団体

「非営利団体」を市民＝非政府の範囲で考えると、共益団体と公益団体とがここでいうＮＰＯと整理できる。「共益」と「公益」の区分は、前者は「構成員の利益を得ることを目的とする」し、後者は「構成員の利益だけではなく、不特定多数の利益を得ることを目的とする」と規定できるが、しかし相互に入り組んでいるので区分の難しい点もある。

○　ここでボランティア活動とＮＰＯとの関係に言及しておけば、ＮＰＯは元来市民の自発性＝ボランタリズムを基礎ないしは出発点に置いている活動である点においては両者は同質であると理解できる。しかし、ボランティア活動がどちらかといえば一過性の性格をもっているのに比べて、ＮＰＯは、「事業体」にまでに成長している点で相違がある。なお、日本においては、ボランティアを労務の無償提供と理解されることが多いが、これは問題である。

○　また、ＮＰＯにはさまざまの活動分野と団体が存在する（その一つの参考例は資料１参照）。この中にはすでに法人格を取得したものやあるいはそのための制度的枠組みが保証されているものもあるし、税制をはじめ社会的支援を獲得しているものもある。

われわれがここで問題としようしているのはこうした「制度化されたＮＰＯ」ではなく、市民個々人の結集による事業体で今だ「制度化されないＮＰＯ」である。

○　したがって、ＮＰＯは直訳すれば「非営利団体」であるが、日本の状況を踏まえ、ここでは「市民活動団体」と呼ぶことにしたい。

○　なお、国連など国際社会においては、ＮＰＯという呼称は一般的ではなく、非政府かつ非営利の団体はＮＧＯと総称されている。

〈ＮＰＯは何を求めているか〉

○　われわれは、本特別委員会を本年２月に設置して以来、ＮＰＯからの数回に渡るヒアリングや活動の実態調査を行い、ＮＰＯが目指している問題の掌握に努めてきた。

この結果、ＮＰＯが、切実に求めている課題の一つは、法人格を簡単に取得できる方法を確立して欲しい、という要求である。多くのＮＰＯは任意団体で活動しているが、ある程度の活動実績を積むと法人格がないことがもう一歩の事業の発展を妨げている要因となっている。

なぜ、法人格取得の必要性を感じているか。聞き取り調査からの声を拾って見ると、

・法人格取得は、団体としての権利能力を与える。すなわち、取り引きや契約主体になれる。基本財産や基金の保全等の財産保護ができる。
・個人が無限責任を負いながら活動しているので、失敗についても有限責任あるいは免責もされず、個人のリスクがきわめて大きい。法人格取得はこの問題を克服できる。
・委託事業を受けやすくなるなど社会的な認知、信用を得ることができる。
・スタッフの雇用安定を図ることができる。

・寄付金、助成金、委託金を受けやすくなる。
・国際活動がしやすくなる。
・市民団体の自己確立と社会的理解の促進のため、などである。

○　もう一つは、市民活動団体は、慢性的な資金不足に陥っており、これを解消するために、優遇税制、個人寄付控除などを設けて欲しいという声が大きい。とくに海外に展開している団体の間にこの要望が強い。

○　法人格取得と税制優遇措置とが要望の二本柱であるが、その他、郵便法26条を改正し、ＮＰＯが法人になった際には、その差し出す郵便を第四種郵便として安い郵便料金を適用すること、電話料金についても同様の措置を検討すること、など多様な要望がある。

〈現行公益法人制度の問題点〉

○　現行の法人制度は果たして、こうしたＮＰＯの要望に応え得るような構造になっているだろうか（現在の法人制度の解説等については資料２、３を参照）。
結論から言えば、市民活動団体が法人格を取得するには、現在の法人制度は適合していないと言うことができる。

○　第１に、法人は民法またはその他の特別法によって設立が定められることになっているが、民法34条による公益法人は、「公益を目的とし、非営利の社団もしくは財団」となっており、公益をも営利をも目的としない団体（公益を目的としない非営利団体）は、特別法に法人格を付与する旨の規定が設けられていないかぎり、法人とはなりえない。
「民法が、原則的な法人を公益法人と営利法人とにかぎり、非営利法人についての一般的な規定を設けなかったのは、法制度の建て方としては必ずしも妥当でなく、ここに多数の権利能力なき社団や財団が発生せざるを得ない原因がある」（『新版注釈民法』）

しかし、公益・非営利を原則としながも、あまりにもこの条件が窮屈であったため、公益でもなく営利でもないいわゆる中間的に存在するはずのものも一部民法法人として認められている例もある。

○　第２に、公益法人は「主務官庁の許可」によって設立できることとされ、「許可」の基本性格が主務官庁による「完全な自由裁量」（『新版注釈民法』）となっており、当該官庁の政策判断によって設立の許可・不許可が決まることになっているため、役所の意にそまない活動を行う団体には許可しないとか、許可と引替えに天下りを強要されるなどの話しがあとをたたず、公益法人が官庁の“下部組織”となる傾向を生んでいる。

○　第３に、許可基準の問題がある。(1)基本財産や会員確保など許可基準のハードルが高過ぎ，比較的小規模の市民活動団体にそぐわない、(2)許可基準が、官庁毎にまちまちなことも大きな問題点で、これは、1972年に「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合わせ」ができて以降も実態はあまり変化がないと言われている、(3)また、ＮＰＯが有する特徴の一つである活動分野の多様性に縦割りの主務官庁主義では対応できない、つまり、一つのＮＰＯが福祉にも関わり、環境や国際協力にも関わるといった例も多く、そのような時には縦割り行政ではどうにもならない、などの問題がある。

○　第４に、公益法人の許可が自動的に税制等の制度上の優遇に結びついていることも法人の許可基準のハードルを高くしている要因である。

○　以上のような現在の公益法人制度は、個々の行政の枠を超えて活動する柔軟な市民活動にとって馴染みにくいという問題と、そもそも市民の自発性に基づき行政とは自立して発展すべきこうした市民活動が行政の自由裁量の許可（“お上の許し”）でしか、法人となり得ないということ自体が、市民活動の文化にそぐわないと考えられているである。

○　このような公益法人制度の問題点は、許可よりも準則主義に近い認可制度を採っているその他の法人法においても似通っており、市民活動団体にとっていろいろの面で敷居の高いものとなっている。

〈新たな市民活動法人法制定の必要性と基本フレーム〉

○　現在の公益法人制度が、市民活動団体にとって適合し難いものであることが明らかになった。

そこで、選択肢は次の二つがある。

一つは、民法を改正し34条を非営利の概念で作り直すという考え方である。確かに、100年前の規定であり、時代の変化に適しない条項であることは既述した通りであり、主務官庁主義と許可の考え方も見直し、準則主義に拠る法人設立を基本とするような民法改正は、正攻法であると考えられる。しかし、これに手を付けるとなると現在の法人制度全般を根っこから洗い直すことになり、相当の年数が必要となろう。したがって、われわれは、民法改正は将来の検討課題としておくのが穏当と考える。

もう一つの選択肢は、民法33条に基づく特別法の一つとし、私立学校法や社会福祉事業法、宗教法人法と同じように市民活動法人法を制定するというやり方であり、これが現実的な立法形式と考えられる。

○　われわれが考える法案の基本フレームは以下の通りである。

(1)　この法律が対象とする団体は、①人権、福祉、環境、国際協力等の社会的利益のために活動する、②市民の社会参加、③市民による自発性、④営利を目的としないこと、等の活動の性格を有する団体とする。

《註》

公益法人（民法34条）とどこが違うのかを念頭におきつつ、定義を明らかにする。非営利性（＝利益を構成員で配分しないという非配当の原則）では公益法人と同じ。公益性を準則主義の中で明定するのは困難であるし、共益との境界もあいまい。したがって、活動分野の一定の類型化を行い、それらが「社会的利益」に適うものと考える。とくに、公益法人との違いは上記の②と③で、誰でもが自由に参加できることや、市民の自発性に基づく等、活動の性格づけによって差異を設ける。

(2)　法人格の取得を主務官庁による許認可によるのではなく、準則主義に基づくものとする。会社法人並の準則主義が望ましいが、所轄庁との関係で都道府県の一定の関与が必要とすれば、定款の形式的な事実確認を意味する「確認」行為を介在させる。すなわち、確認→登記によって設立とする。

《註》

商法による会社設立は準則主義、政党法人化法は確認→登記という方式でやはり準則

主義になっている。「許可」は主務官庁による完全な自由裁量（前述）、「認可」は、法定の要件を備える場合には必ず認可しなければならない（「農業協同組合法60条」）旨の規定もあり、実質上準則主義と変わらないとされているが、要件該当の判断そのものが行政庁に委ねられている点で、行政庁の拘束がある（前出『新版注釈民法』）し、現実に、社会福祉法人等の設立認可の現場では、基準を満たしている場合にさえ、行政庁の恣意的判断が強く働いていると指摘されている。

(3) 法人は準則主義という方法で比較的簡易に取得できるようにし、取得後の活動に関しては、市民活動団体サイドからの自己規律を重視する立場から、活動状況などのディスクロージャー（情報開示）を法的に義務付ける。この義務を怠った場合には法人存立に関わるペナルティーを課す。いわば、情報開示と法人格取得とを契約関係とする（市民社会と国家との社会契約論）。

《註》
公益法人は設立までは極めて厳しい審査を受ける反面、いったん法人になってしまえば、情報開示義務もなく、その活動の実態は明るみにされない法人が多い。市民活動法人法の場合は、それとは逆に、入口は低く、活動は厳しくチェック。

(4) 税制優遇も重要な課題である。しかし、法人設立の要件と税制優遇取得の要件は制度上切り離すこととする。取得要件は前者はより緩く、後者はより厳格のものとする。

《註》
公益法人、宗教法人、社会福祉法人等は、法人格取得と税制優遇とが連動しているために、税制優遇を受けるための重要な要素である「高い公益性」がそのまま法人格取得の要件となっているために、逆に、法人格取得の壁を高いものとさせている。

市民活動団体の場合には、これらの要件を切り離すことによって、法人格取得をより容易にしようとするもの。法人格をとるだけで多くのメリットを受ける団体も多い。そこから進んで税制上の優遇措置を受けようとするものは、公の補助金を受けると同じであるから、より厳格な要件をクリアするのは当然である。

法人格付与に係る都道府県の事務の性格は、団体委任事務とする。

(5) われわれとしては、市民活動法人法を制定することによって、いまだわが国には立法例がない市民活動法の分野を開拓したいと考える。したがって、われわれが目指しているのは、公益法人のミニ版ではない。
〈社会党の市民活動法人法（仮称）大綱〉
別紙のとおり。

〈与党ＮＰＯプロジェクトチームの議論の経緯〉

○ 与党においては、政策調整会議の指示に基づき、本年２月に「与党ＮＰＯプロジェクトチーム」が設置され、今日まで16回会議を開き、法人格制度を中心に議論を進めてきた。また、三党新合意（６月30日）の中でも支援策の立案を急ぐことで合意を見たところである。

○ 今日の時点で（11月末現在）、与党３党間で意見の一致していることは、
(1) 市民活動団体が比較的簡易に法人格を取得できる法律を制定する（＊法人格付与以外に国等の助成措置等を盛り込む場合には「市民活動促進法案」などが仮称として検討中）。この法律は、民法の特

別法とし、民法改正は行わない。

(2) 法律案は、議員立法として次期通常国会に提出する予定。

(3) 市民活動促進法案と税制優遇の法律案は同時に提出する。

(4) 法人格付与と税制上の優遇措置の制度上の要件は切り離す。

○ 法人格問題に関して、現時点における各党の主張のポイントは別紙のとおり。

与党ＮＰＯプロジェクトの議論のポイント

主要事項	社会党	自民党	さきがけ
対象団体	非営利、自発性、社会参加活動分野の類型化	公益、ボランティア非営利	非営利
要件	選挙活動の禁止	一定人数 選挙・宗教活動の禁止	10人以上、100万準備金、選挙宗教活動禁止
法人格の取得手続	定款について都道府県の確認→登記	定款について都道府県の認可→登記	総会の決議→登記
所轄庁と監督	都道府県／一定の監督	都道府県 立入り調査等	所轄庁は設けない
2以上の都道府県に事務所設置の場合	都道府県に届け出	都道府県事務所毎に認可	
法人格付与に係る事務の性格	団体委任事務	団体委任事務	
情報の開示義務	事業報告等を都道府県に届け出る	事業報告等を都道府県に届け出る	事業報告等を第３者機関に送付
解散命令等	都道府県等の請求により裁判所が決定	都道府県(知事)が認可取消し	利害関係人等の請求により裁判所が決定
残余財産の帰属	他の市民活動法人、国に帰属	市民活動法人、公益法人、国	市民活動法人、国
役員	禁治産者、指定暴力団等	禁治産者、指定暴力団日本国籍者が過半数	

〈社会党特別委員会の税制措置の基本的考え方〉

○　法人格を取得した市民活動法人の所得に対する課税は原則非課税とし、収益事業にかかるもののみ課税対象とする。

○　市民活動法人のうち、一定の客観的に定められた要件（例えば、3年間に渡って社会的利益のために活動してきた実績、年間の一定規模以上の事業総額に達したもの、その他）を満たしたもの（「特定市民活動法人」又は「適格市民活動法人」と仮称）に、税制上の優遇措置を講じる。また、これらの法人のうち、課税当局と協議の上で特定したものについて、寄付金に関する税制上の優遇措置を講じる。

上記の要件を満たしているかどうかの審査は、都道府県知事が行う。

この事務の性格は、機関委任事務とするが、主務官庁の一元化を図る。

また、この特定については、一定期間ごとに更新手続きをとることとする。

〈外国のＮＰＯ対策の概要〉

○　ＮＰＯが活発で市民社会が成熟しているアメリカ、イギリス、フランスにおいては、準則主義によってごく簡単に法人格が取得できるようになっており、加えて、寄付金をはじめ税制上の措置も、また、公的助成等も充実している。

日本、アメリカ、イギリスの比較は資料4を参照のこと。

○　アメリカのＮＰＯの例

（登録手続）

・州毎の非営利法人法に基づく。

・州務省に登録申請を行う。その手続きは極めて簡単。団体の名称、所在地、目的、理事の氏名、住所などを登録申請用紙に記入するだけ。手数料の25ドルと法人登録税（カリフォルニアの場合 800＄）が必要。認可までの所要日数は、2日から数日間。

（税制上の優遇措置）

・法人格登録と税制上の優遇措置とは直結していない。法人格をとったＮＰＯのうち、税制優遇措置を受けようとするものは別途申請する。

・州　税：州のフランチャイズ税局に申請すれば、数か月で認可される。

・連邦税：内国歳入庁（ＩＲＳ）に対し、州の法人登録の証明書、定款、活動実績を示す書類提出。

租税控除特典と被寄付控除資格の2種類。

租税控除はＮＰＯであれば受けられる（連邦所得税は免税措置）。

後者の特典は公益性が高い法人に限定される。

（手厚い寄付金控除）

民間非営利団体を支援する民間寄付金はＧＤＰの2％にも達している。

公益団体に対する民間の寄付金について、1917年の国税法で個人の公益的寄付金の所得控除が認められ、1935年の内国歳入法典改正で企業の公益的寄付金についても損金算入が認められた。

（非営利団体の資金源（除く大学・病院））

政府補助金41％、料金収入28％、民間寄付金20％の構成となっており、連邦政府からの補助金のウエイトが高い。

〈資料１〉

①『民間非営利団体実態調査報告（経済企画庁）』による非市場型サービスを提供する民間非営利団体の産業分類

	団体数	代表的団体名
協同組合 事業協同組合	8,171	織物協同組合、ニット工業組合、 青果物商業協同組合
宗教	91,526	靖国神社、神社本庁、永平寺、日蓮宗教務院、 日本基督教団協会、救世軍本営、天理教教庁
教育 社会教育	1,416	図書館、博物館、美術館、動物園、青年の家、 （財）日本通信美術学園
社会保険・社会福祉 社会保健事業団	1,691	健康保険組合、公務員共済
児童福祉事業～ その他の社会保険・ 社会福祉	19,152	保育所、児童相談所、養護施設、養護老人ホーム、 老人福祉センター、聾唖者厚生施設、司法保護協会、共同募金会、年金福祉事業団
政治・経済・文化団体 経済団体	13,644	商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、日本医師会
労働団体	5,019	全日本私鉄労働組合総連合会、全国機械金属労働組合
学術・文化団体	702	日本学術振興会、日本学士院、日本芸術院、日本文芸家協会
他に分類されない 非営利団体	14,773	納税協会、日本体育会、育英会以後連盟、将棋連盟
その他のサービス業集会場	2,217	文化会館、勤労会館、婦人会館

出典：「フィランソロピーの社会経済学」所収「非営利セクターの活動と制度」跡田直澄著1993.11,36ページ

②『民間非営利団体実態調査報告（経済企画庁）』による非市場型サービスを提供する民間非営利団体の活動分野別分類

活動分野	代表的団体	団体数
①学術・文化グループ	学術・文化団体、芸術団体、図書館・博物館・動物園などの社会教育団体	1,688
②教育・研究グループ	私立学校（専門学校・各種学校を含む）、社会通信教育団体、学術研究機関	12,488
③医療・健康グループ	公益法人・医療法人立（一人法人を除く）病院、一般診療所、歯科診療所	15,016
④社会サービスグループ	社会福祉法人、青少年団体	20,885
⑤環境運動グループ	環境保護、動植物保護運動を展開している団体	128
⑥地域開発運動グループ	地域社会の開発・再開発を行っている団体	47
⑦市民権運動グループ	人権擁護運動や消費者保護運動を行っている団体	3,514
⑧ﾌｨﾗﾝｿﾛﾋﾟｰ活動助成グループ	フィランソロピー活動への助成を行っている団体、共同募金会・公益信託も含まれる	661
⑨国際活動グループ	国際交流・国際協力活動を行っている団体	718
⑩経済・労働グループ	経済団体、労働団体	19,571
⑪その他のグループ	上記の各グループに分類されない団体	11,352
	合計	86,067

出典：「フィランソロピーの社会経済学」1993.11所収「非営利セクターの活動と制度」跡田直澄著,37,44ページ

〈資料２〉

日本におけるNPOの枠組み

①日本の公益法人および非営利法人制度の比較表

法人名		法的根拠施行年	法人の目的・内容・性格 [根本規則の名称]	主務官庁 (許可認可等)	法人数 (統計時点)
民法法人	社団法人	民法第34条 明治30（1987）年	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、その他公益に関する社団で営利を目的としないもの [定款]	各主務大臣 都道府県知事 同教育委員会 （許可）	主務大臣3,623 知事・教8,244 計　11,867 (1991.10.1)
	財団法人	民法第34条 明治30（1987）年	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、その他公益に関する財団で営利を目的としないもの [寄付行為]	各主務大臣 都道府県知事 同教育委員会 （許可）	主務大臣3,390 知事・教9,429 12,814 (1991.10.1)
社会福祉法人		社会福祉事業法第22条 昭和26（1951）年	社会福祉事業を行うことを目的として、この法律により設立された法人(定款)	都道府県知事 厚生大臣 （認可）	知事 13,307 大臣　116 計 13,423 内社協3,068 (1991.3.31)
学校法人		私立学校法第3条 昭和24（1951）年	私立学校の設置を目的とし、この法律の定めるところにより設立される法人(寄付行為)	文部大臣 都道府県知事 （認可）	大学・高専 879（学校数） 小中高校等2,118 幼稚園　8,768 計11,765 (1991.5.1)
宗教法人		宗教法人法第4条 昭和26（1951）年	宗教の教養をひろめ儀式行事を行い信者を教化育成することを主たる目的とする法人 (規則)	都道府県知事 文部大臣 （認証）	知事183,521 大臣　373 計 183,894 (1991.12.31)
消費生活協同組合		消費生活協同組合法第2条 昭和23（1948）年	一定の地域または職域による人と人との結合、組合員の生活の文化的経済的改善向上(定款)	都道府県知事 厚生大臣 （認可）	知事1,210 大臣　99 計1,309 内連合会　79 (1992.12)
医療法人		医療法第39条 昭和25（1950）年	病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設する社団又は財団	都道府県知事 （認可） (定款又は寄付行為)	病院　4,377　（施設数） 診療所 9,671 計　14,048 (1991.10.1)
管理組合法人・団地管理組合法人		建物の区分所有等に関する法律47、66条 昭和59（1984）年	区分所有者が全員で建物並びにその敷地の管理を行うための法人 (規約、但し義務ではない)	主たる事務所の所在地の法務局（登記のみ）	105 (1992.3.31)
認可地縁団体		地方自治法第260条の2 平成3（1991）年	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体	市町村長（認可（届け出に近い） (規約)	841 (1993.7.1)
公益信託		信託法66条 大正12（1923）年施工、昭和52（1977）年実現化	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益を目的とする信託(信託契約)	各主務大臣 都道府県知事 同教育委員会 （許可）	主務大臣　153 知事・教　280 計 (1993.3.31)

出典：「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」（総合研究開発機構、1994.3、23ページ）

〈資料３〉

法人

自然人以外で権利義務の主体となることができるもの、すなわち権利能力を有するものを法人という。

＊　法人の成立には法律の規定を有する。（民３３）

1. 法人の成立

(1) 特許主義（その法人のためだけの特別法によるもの）

日本銀行、公社、公団等

(2) 許可主義（主務官庁が自由裁量により法人格を与えるもの）

民法の公益法人（社団又は財団）

(3) 認可主義（法律の定める要件充足により主務大臣等の許可権者により法人格が与えられるもの）

学校法人、土地改良区など

(4) 準則主義（法律の定める要件充足により自然に法人格が与えられるもの ― 登記・登録）

2. 法人の分類

区分	非営利		営利	
公益（不特定）	〔公益法人〕		〔公共企業〕	
	社団法人、財団法人	（民法）	電気会社	（商法、特別な法）
	学校法人	（私立学校法）	ガス会社	（　〃　）
	社会福祉法人	（社会福祉事業法）	鉄道会社	（　〃　）
	宗教法人	（宗教法人法）		
	医療法人	（医療法）		
非公益（特定）	〔中間法人〕		〔営利企業〕	
	協同組合	（各種組合法）	株式会社等	（商法）
	労働組合	（労働組合法）	有限会社	（有限会社法）
	信用金庫	（信用金庫法）	相互会社	（保険業法）
	共済組合	（共済組合法）		

（注）1　（　　）は法人格を与える根拠法の例

2　以上の分類のほか、「特殊法人」（特別の法律により設立または設立すべきものとされる公団、公庫、事業団等）、及び「認可法人」（特別の法律に基づき民間の申請により所轄庁の認可により設立される協会、基金、組合、センター等）として各種の法人がある。

〈資料4〉

日本、アメリカ、イギリスにおける市民公益活動の制度と税制

	日本	アメリカ	イギリス
法人の設立等	民法による公益法人が一般的であるが設立基準が厳しすぎ市民公益活動団体は法人化が困難。法人でなければ公益団体として税制上の優遇措置は受けられない。	州の非営利団体法によるが、法人(corporation)以外に信託(trust)や人格なき社団(unincorporated association)も公益団体として認定される。	公益団体(チャリティ)の主体となり得るのは公益信託(charitable trust)、公益目的の法人および公益目的の人格なき団体(unincorporated association)であるが実際には信託が多い。
公益性の認定	主務官庁	課税庁(Internal Revenue Service)	チャリティ委員会
団体に対する課税	収益事業については、課税対象となる事業を特掲し、団体の目的に関係無く軽減税率で課税。	公益目的に関連した本来の事業は免税、公益目的に関連しない事業については営利法人と同率で課税。	チャリティは非課税。チャリティは収益事業は認められないが子会社として営利企業を持つことが出来る。
寄付金控除	個人の場合特定公益増進法人に対する寄付金は所得の25%まで所得控除。企業の寄付金は所得の1.25%+資本の0.125%まで損金算入。特定公益増進法人に対する寄付は一般枠と同額まで損金算入。	個人の場合は調整総所得の50%まで(私的財団に対する場合は30%)、法人の場合は税引前利益の10%まで所得控除。	deed of covenantによる寄付は個人、企業とも限度無し。個人の給与天引き寄付は600ポンドまで、単独寄付は個人、企業とも600ポンド以上500万ポンドまで。企業の単独寄付は配当の3%以下。

「市民公益活動基盤整備に関する調査研究(NIRA)

市民活動団体に対する法人格の付与に関する法律案大綱案

日本社会党市民公益活動特別委員会

第一　目的

この法律は、社会において市民活動が果たす役割の重要性にかんがみ、市民活動団体に法人格を付与し、市民活動の発展を促進し、もつて市民社会の健全な発達に寄与することを目的とするものとすること。

第二　定義

一　市民活動

この法律において「市民活動」とは、次に掲げる要件に該当する活動をいうものとすること。

1　人権擁護、平和、博愛、福祉、教育、文化、環境保全、国際交流、国際協力又は市民生活の向上の事業を行う等社会的な利益の実現を追求する活動であると。

2　市民の社会参加を促す活動であること。

3　市民により自発的に行われる活動であること。

4　剰余金を構成員に分配することを目的としない活動であること。

二　市民活動団体

この法律において「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体をいうものとすること。

第三　法人格の取得

都道府県の確認を受けた市民活動団体は、登記することにより、法人となるものとすること。

第四　設立

一　確認

市民活動団体は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、当該定款について主たる事務所の所在地の都道府県の確認を受けることができるものとすること

1　目的

2　名称

3　事業の内容

4　事務所の所在地

5　役員に関する事項

6　構成員に関する事項

7　会議に関する事項

8　会計に関する事項

9　収益事業を行う場合には、その種類

10　解散に関する事項

11　定款の変更に関する事項

二　登記

1　市民活動団体は、都道府県の確認を受けたときは、一定期間内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならないものとすること。

2　1の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならないものとすること。

イ　目的

ロ　名称

ハ　事業の内容

ニ　事務所の所在地

ホ　役員に関する事項

ヘ　構成員に関する事項

ト　会議に関する事項

チ　会計に関する事項

リ　収益事業を行う場合には、その種類

ヌ　解散に関する事項

ル　定款の変更に関する事項

三　届出

市民活動法人（第三により法人格を取得した市民活動団体をいう。以下同じ。）は、一の確認を受けた都道府県以外の都道府県において事務所を設けたときは、二の2に掲げる事項を事務所を設けた都道府県に届け出なければならないものとすること。

第五　管理

一　選挙運動の禁止

市民活動法人は、選挙運動をしてはならないものとすること。

二　役員

1　市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないものとすること。

2　禁治産者、破産者、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者等は、役員となることができないものとすること。

三　加入の自由

市民活動法人は、正当な理由がないのに当該市民活動法人への加入を拒んではならないものとすること。

四　会議

総会及び理事会に関し、民主的な運営を確保するための規定を設けるものとすること。

五　情報の開示

1　市民活動法人は、毎年、定款、会議録、構成員数及び決算書その他の財務諸表に係る書類を作成し、これを主たる事務所の所在地の都道府県に届け出なければならないものとすること。

2　何人も、都道府県に対し、1の書類の閲覧を請求するとができるものとすること。

第六　合併

市民活動法人は、他の市民活動法人と合併するとができるものとすること。

第七　解散

一　解散事由

市民活動法人は、次の事由によつて解散するものとすること。

1　定款に定めた解散事由の発生

2　合併

3　破産

4　裁判所の解散命令

5　総会の決議

6　構成員の欠亡

二　残余財産の帰属

解散した市民活動法人の残余財産は、定款で定める他の市民活動法人又は国に帰属するものとすること。

第八　裁判所の解散命令

一　裁判所は、市民活動法人が市民活動法人としてふさわしくない行為をしたと認めるときは、都道府県の請求に基づき、当該市民活動法人に対し、解散を命ずることができるものとすること。

二　利害関係人は、都道府県に対し、一の請求をすべき旨を請求できるものとすること。

三　都道府県は、二の請求があつた場合において必要があると認めるときは、市民活動法人に対し、業務の是正を命ずることができるものとすること。

四　都道府県は、一の解散の請求又は三の是正命令を行うために必要な限度で、市民活動法人に対する調査権を有するものとすること。

資　料

（代表質問）　1995・11・22（参議院本会議）

ＡＰＥＣ大阪会議に関する報告、に対する質問

日本社会党・護憲民主連合
川　橋　幸　子

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ＡＰＥＣ大阪会議に関する報告について、総理及び通産・外務両大臣に質問をいたします。

まず初めに、会議のご成功大変おめでとうございました、と申し上げたいと思います。村山総理は首脳会議を主催されるとともに活発な首脳外交を精力的に展開されました。橋本通産大臣、河野外務大臣の両大臣は、閣僚会議の共同議長として「行動指針」の取りまとめに奔走され、それぞれ大任を果たされました。また、会議の成功に向けて広く各方面からの様々なご協力・ご努力がありました。地元大阪の皆様をはじめ、民間そして政府関係者の方々にも御礼申し上げたいと存じます。これまでの各党のご質問で、大阪会議の意義や成果についてはすでにお答えをいただいているところでございますが、私からも改めて質問をさせていただきたいと思います。

私は、今回の大阪会議について、ＡＰＥＣそのものの意義、成果とは別に、戦後五十年の節目において、このようにアジア太平洋諸国の首脳が初めてわが国で一堂に会したこと自体に、深い感慨をもつのでございます。会議の直前には、歴史認識の問題等をめぐり外交上憂慮される事態も生じておりました。総理が終戦の日に発せられた「総理談話」などを軸にして関係修復を図られたことに対して、国民世論もこれを支持し、「アジアの中の日本」の印象を強く持つことになったと私は考えます。この他にも、今回の開催が、東京でではなく、大阪であったことも、極めて示唆的であったように思われます。さらに大阪宣言の採択につき、総理が言われるように、実際的で効果的な「アジア太平洋方式」を日本のリーダーシップのもとに提示されたことも、国民の共感を呼んだのではないかと思います。以上のような観点から、総理の忌憚のないご感想をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、「行動指針」の取りまとめに当たってご苦労いただいた通産大臣にお伺いします。調整の過程は必ずしも容易なものではなかったとうかがいますが、最終的には合意を勝ち得られたのでございます。ただ一部には、妥協にこぎつけるために、「柔軟に進める」とか「努力する」とかいった玉虫色の表現が採用され、このようないわば「アジア的あいまいさ」が、今後指針を計画へ移行させる段階で支障となるのではないか、といった見方もあるようです。また強制的な手法ではなく「自主的・自発的なアプローチ」こそが「アジア的解決法」であり、それを尊重することが大切であるというのならば、リーダー役としての日本が自ら率先垂範すべきである、といった意見も聞かれます。このような批判、あるいは期待に対し、今後どうのような取組みを展開されるのか、大臣の所信をお伺いします。

次にＡＰＥＣの機能と役割について、外務大臣にお聞きします。大阪会議が世界の注目を集めたのは、この地域にダイナミックな「世界の成長センター」があるからであります。急成長の反面、不安要因もあります。巨大な地域に膨大な人口を抱えています。経済の発展段階や民主化の進展度にも格差が見られます。そしてこれまでのところは、他国間で協議をするといった経験や歴史も浅いのです。このため大阪会議では、人口・食糧・エネルギー・環境などのいわゆる「地球規模の課題」に対するＡＰＥＣの役割が強調されたところです。他方この点については、リオの環境会議、カイロの人口・開発会議、そしてこの秋開かれた北京の女性会議などの、一連の世界会議が関連しております。このような地球規模の課題について、かねてより日本はそのイニシアティブの発揮に努めてきたところですが、とりわけこの地域では「途上国の女性への支援」が問題解決の鍵をにぎると考えられています。ＡＰＥＣの場では、これらの世界会議との整合性を保ちながら、ＮＧＯとの連携のもと、いかに効果的な取組みを実行していくおつもりか、お聞かせいただきたいと存じます。今回の大阪会議では、ＡＰＥＣの役割が経済協議を基本とするということから、こうした社会開発の視点やＮＧＯとの連携への配慮に欠けるうらみもあったのではないか、私は懸念を感じております。

次は、ＡＰＥＣの将来像についてお伺いします。ＡＰＥＣは、ＥＵやＮＡＦＴＡなど世界経済のブロック化に対抗して、「開かれた地域協力」を目標に緩やかなに協議体として出発したものであります。この地域には、「経済発展こそが平和と安定をもたらす」という現実もあります。一方安全保障の枠組みとしては、ＡＲＦ、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムが主体的な機能を果たすという、一応の棲み分けもすでにできています。こうした経緯を踏まえると、ＡＰＥＣに安全保障についての協議機能を持たせようとするのは、あまり賢明な選択ではないように思われます。もちろん今回印象づけられたように、この地域の首脳たちが親しく率直に話し合うことは、極めて有意義なことであります。政治問題に触れることもあって自然であります。以上のような観点を含めて、総理及び外務大臣のご所見を承りたいと存じます。

最後に、沖縄米軍基地問題についてお伺いします。クリントン大統領の訪日中止はやむを得ないこととはいえ、誠に残念なことでした。とりわけ沖縄の人々は基地問題の解決が遅れるのではないかという、不安を持ったのではないかと思います。こうした不安を払拭するためにも、早速総理は、ゴア副大統領との協議のもと、直ちに「特別行動委員会」をスタートさせる措置を取られました。一年後には、基地縮小への沖縄の人々の願いを実現できるよう、総理以下関係閣僚の格段のご努力をお願いしたいと存じます。

一部マスコミで報道されている日米共同宣言の内容で、基地縮小が触れられていないと指摘がありますが、政府としてそのような方向を決めているとするならば、国民感情とはまったくかけ離れたものであり、到底認めるわけにはまいりません。その点について外務大臣に政府の姿勢について伺います。

私は、日米安全保障体制のあり方について、もっと国民的な議論が行われてよいと思っております。日米安保の再定義と言い、それと表裏一体の関係にあるといわれる新防衛大綱の策定についても、国民は余りにも知らされていないように思います。基地問題について過度の負担を強いてきた現実をも含めて、議論喚起にむけてのご努力が望まれます。総理の見解をお伺いし、私の質問を終わります。

1995・11・22（参議院本会議）

（代表質問）

宗教法人法の一部を改正する法律案について

日本社会党・護憲民主連合
齋藤　勁

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま趣旨説明のありました宗教法人法の一部を改正する法律案に関して、総理及び関係大臣に質問を行いたいと存じます。

（法改正の目的、必要性）

最初に、今回の法改正の必要性、目的についてお尋ねいたします。

オウム真理教による一連の事件を契機として、国民は、宗教法人は一度認証されると外部から全くその実態が把握できなくなるのは何故かという疑問、そして、お布施の名目で集めた非課税の巨額な資金が凶悪犯罪に使われていたことへの憤りを感じたのであります。

オウムに限らず、専ら収益事業を行う団体や、詐欺的商法の横行、更には脱税、宗教法人自体の売買など、宗教法人の不祥事も相次いでいるのであります。

税の優遇を受ける以上、経理をオープンにし、自らの公益性を明らかに示すべきだ、宗教法人法にも不備があれば見直しを行うべきだというのが、正に世論であります。こうした国民の声に応えることが政治の果たす使命であると、私は確信するものであります。総理の基本的なご認識をお伺いいたします。

宗教法人法の見直しについては、すでに1958年に、宗教法人審議会より「認証の基準を設ける」「調査・報告の取り扱いを明確にする」などの答申が出されているところであります。もし、当時、この答申に対して政治が真剣に対応していたなら、今日の事態に対してもっと有効に対処できていたのではないかと、残念でなりません。

そこで、この1958年の答申が出された背景と、なぜ実現できずに今日に至ったのかについての経緯を、そして今回の改正案では当時の検討課題がどの程度達成されたのかについて、文部大臣にお伺いいたします。

（今回の改正内容と信教の自由との関係について）

次に、信教の自由との関係について伺います。

今回の改正による、所轄庁への財務書類等の報告、信者等への情報開示制度の導入は、現行法の基本を維持した上で、所轄庁が現行法上期待されている最小限の責任と役割を果たすとともに、宗教法人側の適正・適切な事務処理についての認識を促し、法人の自治と自浄の能力の向上にもつながるものと考えます。

しかしながら、宗教界の中には、戦前の国家権力による忌まわしい弾圧の歴史を想起し、権力の介入に再び道を拓くのではないかとの懸念も存在しています。今回の改正内容について、信教の自由との関係についてどのような検討を行ったのか、また、将来的な運用面も含めて懸念がないかどうか、総理より明確なご答弁をお願いします。

（財産保全について）

次は、財産保全措置についてであります。

今度の改正で残念なのは、解散命令にともなう財産保全措置が盛り込まれていないことであります。他の公益法人と異なり、宗教法人の場合は裁判所が解散命令を行うため、確定までに時間がかかります。したがって、解散請求の時点で、財産移動の凍結など何らかの保全措置が本来必要であるにもかかわらず、宗教法人法には明確な規定がないのであります。これも法律の不備であると言えるのではないでしょうか。現にオウムは解散命令を想定して「財産隠し」を着々とすすめているのであります。特別立法を含め、法改正にむけて、関係省庁の検討を急ぐべきと考えますが、文部大臣並びに法務大臣のご所見を伺います。

（宗教法人課税の適正化について）

さてこの際、宗教法人に対する課税の適正化についてお伺いいたします。

通常の法人課税の実効税率は、現在49.98％といわれておりますが、宗教法人等公益法人についての実効税率は、みなし寄付金制度などにより30％近くにまで軽減されるといわれています。それが事実なら本来の税率の半分近くまで割り込んでいることになります。政府としてはどのように認識されているのか、具体的な数字を明らかにされた上でご所見をお伺いいたします。

私は、税の上で優遇がされるからには、税の公平性の観点と国民の税制への信頼を高める見地から、優遇を受ける宗教法人等自身が当然自らを厳しく律しなければならないし、適正な納税義務も重く負うのではないかと考えます。とりわけ最近国民の間に、一部の宗教法人等に象徴される営利活動本位の姿勢に疑問が募っています。政府税制調査会の答申でも、公益法人課税の課題として、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、寄付金の損金算入適用限度額の特例といった点について検討すべきとされています。また所得課税以外の、地価税や固定資産税等の特例についても見直しの俎上にのせ、必要な検討をすべきであります。

政府としても国民的要請がどこにあるのかを十分見据え、宗教法人等公益法人課税の適正化問題に積極的に対応し、国民の納得しうる改革案を提示すべきであろうと思います。大蔵大臣のご決意をお伺いいたします。

（宗教活動と市民社会との調和のあり方、宗教と政治の関わり）

次に、宗教活動と市民社会との調和のあり方、宗教と政治の関わりについて伺います。

いきすぎた勧誘や資金獲得などの宗教活動のあり方や、宗教団体の政治活動にも国民は大きな関心を持っています。

いわゆるカルト教団がひきおこす社会との摩擦や人権侵害への対処として、84年に採択されたＥＣ議会決議では、公益法人としての地位や免税特権を与える際の判断基準を示しています。未成年者の長期献身への勧誘禁止、献金や入信について熟慮期間を設ける、入信後の家族や友人との連絡の保障、脱会や外部の助言を受ける権利の尊重など、日本でも参考になる基準が多いと思われます。

海外の対処例の研究や日本の宗教の実態把握に早急に取り組み、それをもとに認証における判断基準の明確化を検討すべきであると考えますが、総理のご見解をお伺いします。

また、宗教に関する情報提供や苦情相談などを行う自主的な組織として「宗教情報センター」の設置を検討すべきだとの宗教法人審議会の貴重な提言をどう受け止め、今後どのように具体化されるおつもりか、文部大臣のご所見をお伺いします。

宗教団体の政治活動については、おのずと自制と自粛が求められるのであります。政治が宗教を支配することがあってはならないし、逆に宗教が政治を支配することがあってはな

りません。この原則に立って、政教分離のあり方についても、根本に立ち返って論議をする必要があると考えますが、総理のご見解をお聞かせください。

（結び）

本改正案は、国民の常識の範囲内での見直しであり、必要最小限度の改正であります。一部に「なぜ急ぐのか、２～３年かけて論議すべきではないか」との意見がありますが、本案のどこに、２年も３年もかけて論じなければならない問題点があるのでありましょうか。

本法案の速やかな成立を図った上で、宗教活動と市民社会との調和のあり方、宗教と政治の関わりなど、宗教政策の基本や信教の自由に深く関わるテーマについては、じっくりと時間をかけて論議を深めていくことが、建設的な論議のあり方ではないでしょうか。

特別委員会における審議に際しては、公聴会や参考人聴取を通じて幅広い視点からの意見を伺い、正確な事実認識に立って冷静かつ精力的に論議を進めるべきであると考えますが、所管大臣としての文部大臣にご感想があればお聞かせください。

最後に、今後新たな法整備が必要とあらば、さらに議論を積み重ね、よりよい結論を導き出していくことこそが、真に国民の負託に応える道であると考えますが、総理のご決意をお伺いし、私の質問を終わります。

第130・131・132国会［1995年版］

国会報告

村山内閣の歩みと実績、課題(全記録)

議員、政策担当者、党員、研究者必携！
６月下旬発行予定　　好評予約受付け中
Ａ５判約270頁　予定頒布価格1,200円（10部以上割引あり）

村山社会党首班内閣誕生１年。阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、円急騰など直面する幾多の課題に即応するとともに、村山内閣は「やさしさ着実内閣」として行財政改革、経済改革、政治改革、戦後５０年問題、国際貢献の実績を積み重ねてきた。

本書は、村山内閣誕生以来の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

編集・発行（問合せ）
日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第１議員会館
TEL 03-3581-5111 内線3880~4　　FAX 03-3580-8068

1995・11・8

「新障害者プラン」策定に関する基本的考え方

― 中間とりまとめ（案）―

障害者施策総合推進７ヵ年計画＝ノーマライゼイション・プラン（仮称）＝の策定に向けて！

日本社会党　厚生部会

社会党厚生部会では、障害者基本法および精神保健福祉法の制定、障害者保健福祉推進対策本部（厚生省）の設置および1996年度からスタート予定の障害者プラン（仮称）の策定等、障害者施策の総合的な推進に積極的に対応するため、厚生部会の下に障害者問題に関するワーキング・グループを置き、障害者施策についての様々な課題について具体的かつ専門的な検討作業に取り組むこととした。

このワーキング・グループは朝日俊弘厚生部会副部会長および堀利和党社会政策局副局長を中心に運営し、障害者団体の方々にも協力して頂いた。

今回とりまとめた『「新障害者プラン」策定に関する基本的な考え方』は、11月８日の厚生部会に報告、同10日の与党福祉プロジェクトに参考資料として提出したものである。

はじめに

冒頭に、新障害者プラン策定に係わるこれまでの主な経過について簡単に整理しておくことが適切であろう。

○　まず、1993年には従来の「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へと法律改正が行われ、この改正では障害者の定義として身体障害者、知的障害者と並んで精神障害者を含むことを明記するとともに、新たに障害者基本計画の策定を求め、国に対しては計画の策定を義務づけ、都道府県および市町村に対しては計画の策定を努力義務と定めた。

国が定める障害者基本計画については、「国連・障害者の10年」終了後の長期的な障害者施策のあり方を定めるために策定された「障害者対策に関する新長期計画」（93.3）を位置づけるとともに、市町村に対しては、95年５月に市町村障害者計画に関する策定指針（ガイドライン）を通知した。

○　次いで、1995年には従来の「精神保健法」を「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」へと改正し、法律の目的として、これまでの医療と保護および社会復帰の促進に加えて、精神障害者の自立と社会参加の促進を謳うとともに、精神障害者保健福祉手帳制度の創設および社会適応訓練事業の法定化等を図った。

○　このような法律改正の流れを受けて、本年６月にまとめられた与党福祉プロジェクト報告「今後の障害者施策の推進について」（本誌８月号に掲載）の中では、新しい障害者プランの策定について以下のように提言されている。

「『障害者対策に関する新長期計画』をより具体化する計画を早急に策定する必要がある。既に作業を進めている省もあるが、他の関係省庁も同様に取り組む必要がある。なお、必要に応じて総理府が連絡調整にあたることが望まれる。当面、その計画期間は新長期計画の終期である平成14年度までとし、例えば数値目標を設定するなど出来るだけ具体的なものとなるようにする必要がある。」

○　上記の提言に沿って、厚生省の障害者保健福祉施策推進本部は、本年7月に今後の障害者保健福祉施策の基本的な方向と骨格を示す中間報告をとりまとめた。この中では具体的な方策として、以下の三点が提起されている。

「①障害者保健福祉施策分野において、具体的目標を明示した新たなプランの策定を検討すること。②新たなプランに基づき、市町村などによる介護等のサービス供給体制を整備し、その充実を図ること。③厚生省における障害者施策を総合的に推進する組織の整備を図ること。」

この中間報告は、具体的目標の設定とその計画的推進の項で、市町村障害者計画策定の推進とあわせて「新障害者プラン」の検討を明記した。「ｱ)障害者保健福祉施策分野において、具体的目標を明示した新たなプランの策定を検討する。ｲ)さらに、総理府および関係省庁と連携を図り、雇用、教育、生活環境等の各分野にわたる施策の推進について検討する。」

○　そして、本年8月段階における平成8年度予算概算要求において、厚生省は障害者のための新たなプランの具体的内容について今後さらに検討することとし、概算要求段階では白紙要求とした。

このような経過を踏まえて、今年末の来年度政府予算編成作業の中では、下記に示す基本的な考え方に沿って、可能な限り具体的な数値目標を明示した「新障害者プラン」の積極的な策定を求めるものである。

記

「新障害者プラン」策定に関する基本的な考え方

1）新障害者プランは「障害者対策に関する新長期計画」を基本計画とし、さらにその具体化を図るための戦略的な実施計画としての性格を有するものと位置づける。従って、新障害者プランの理念および基本的考え方は新長期計画に基づくものとし、その後における新たな状況の変化や関連する法・制度改正を踏まえつつ、さらに具体的な展開を図るために必要な補強を行う。

また、これから策定されるプランは、市町村障害者計画の策定状況およびそれらの結果等を勘案しつつ、一定の期間ローリングさせた後、新長期計画の中間年（平成9年＝1997年）を目途に、改めてニーズ把握調査等を含めて見直しを行う。

2）　新障害者プランは、障害者保健福祉施策の分野のみならず、障害者に係わる教育、雇用、生活環境等、可能な限り幅広い分野を包含するトータル・プランとしての策定を目指す。

そのため、障害者の自立・生活支援を基本的な視点とし、とりわけ、障害児の個性に対応した保育・教育体制の整備や、障害者が地域で暮らし活動するための必要条件である所得保障とともに、雇用＝働く場、住宅＝住まい、交通＝移動する権利、情報＝コミュニケーションの確保等に関する施

策に重点を置く必要がある。

○障害児保育の一層の拡充・整備を図るとともに、学校教育では従来の特殊教育の枠組みそのものの見直しとともに、障害児の個性に応じた総合教育体制のあり方に関する検討を進める。

○障害者の所得保障政策の重要性に鑑み、年金制度改正等と連動して所得保障のあり方に関する具体的な検討を進める。

○障害者雇用の拡大を図るため、関連する施策の着実な推進を図るとともに、知的障害者および精神障害者の就業促進を図る観点から、法定雇用率の設定の仕方等についての検討を進める。また障害者雇用政策と障害者福祉施策との継続性および密接な連携を図る。

○障害者の住宅確保およびグループホームの定着化を図る観点から、公営住宅法の改正を含めた検討を進める。あわせて住宅のバリアフリー化を一層推進する。

○交通アクセスを含めたまちぐるみのバリアフリー化を促進するため、「障害者にやさしいまちづくり」の具体化を図るとともに、自治体における「福祉のまちづくり条例」の制定等の取り組みを積極的に推進する。

○障害者のための通信・放送等コミュニケーション手段の確保を図るため、タッチパネルの導入等、よりきめ細かな配慮が必要である。

3）障害者基本法の定義に従い、新障害者プランは身体障害、知的障害、精神障害の三障害に係わる諸施策を、できる限り速やかに同一の水準に到達せしめる方向を目指し、かつそれら諸施策の共通化・総合化を段階的に進める。

そのため、これまで身体障害者および知的障害者と比べて遅れていた精神障害者のための諸施策については、本年7月から「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」が施行されたこと等を踏まえ、精神障害者の自立と社会参加に向けて、特に積極的な対応が求められる。

○ただし、今回の改正においても、精神障害者のための諸施策は主として都道府県保健所の業務とされており、福祉行政や市町村の側では必ずしも十分には受け止め切れていない現状がある。そのため、当面、関連する窓口および担当部局における人材確保と体制強化を図りつつ、相互の連携を密にするとともに、今後、速やかに法・制度上の再検討を進める必要がある。

○今日なお精神障害者の多くを受け入れている精神病院の質的なレベルアップをさらに促進するとともに、あわせて長期入院患者の社会復帰・社会参加の一層の促進を図る。そのため、精神病院の機能転換を含めて精神病床数の削減と、社会復帰関連施設の飛躍的な増設を進める。同時に地域における精神障害者のための「地域生活支援センター（仮称）」の制度化を図る。

4）高齢者のための新ゴールドプランの着実な推進と同調する形で、若年障害者の自立・生活支援に向けた介護施策の量的・質的な改善が、ぜひとも必要である。なお、老人保健福祉審議会で審議されている「新たな高齢者介護システム」と若年障害者のための諸施策との関連等については、実質的に、この新障害者プランの策定作業が先行せざるを得ないため、現段階における詳細な検討は困難である。

しかし、高齢者施策と障害者施策には共

通・共同する部分も多く、両者は相互に密接な関連を有するため、しかるべき時期に中央社会福祉審議会等、関係審議会を含め、障害者施策の中における「新たな高齢者介護システム」の評価と役割、あるいはその位置づけと相互の関係等についての検討が必要である。

従って、少なくとも「新たな高齢者介護システム」の当面の審議にあたっては、障害諸施策との関連、とりわけ若年障害者のための介護施策との関係を念頭に置いて、より慎重かつ丁寧な検討を望みたい。

5）新障害者プランに基づくサービスは、原則として、住民にとって最も身近な市町村において必要なサービスを総合的に受けられるよう、その提供体制を確立することが求められている。

そのため、国は引き続き必要な法・制度的枠組みの見直しを進めるとともに、障害者施策の総合的な推進のための組織整備を図りつつ、市町村が自主的かつ弾力的に取り組むことが可能となるよう、積極的な財源確保対策を盛り込む必要がある。

都道府県は市町村を支援・補完するため、とりわけ財政面における支援と人材確保対策および入所型施設の整備等を重点にその責務を果たすべきである。あわせて、障害者保健福祉に係わるサービス供給体制の整備を図るため、先行している二次医療圏および高齢者保健福祉圏等を参考としつつ、基盤整備のための地域的単位として、複数の市町村を含む広域的な圏域設定について検討を進める。

なお、精神保健福祉行政に関しては、平成8年度から実施される大都市特例を除けば、主として都道府県が担い市町村がこれに協力する形に留まっているが、特に、精神障害者の自立と社会参加を促進する立場から、今後、市町村により積極的な役割を求める方向での検討を進める必要がある。

6）新障害者プランの着実な推進を図るためには、関連する保健医療・福祉サービスに従事するマンパワー確保対策のより一層の推進が不可欠であることから、同プランの中に可能な限り達成すべき目標を含めたマンパワー確保計画を盛り込む必要がある。

あわせて、精神保健福祉相談員（ＰＳＷ）等、必要な資格制度の創設についても、関係団体等の意見を踏まえ早急に結論を得るよう努める。

7）新障害者プランの内容全般にわたって、障害者の主体性を尊重し、障害者の自立性の確立を目指す観点から、新障害者プランおよび市町村障害者計画の策定作業にあたっては、障害者自らの積極的な参加・参画を求めるとともに、諸施策の実施・運営にあたっても障害者自身の参画を積極的に求めていく必要がある。

（以上）

〔ＡＰＥＣ大阪会議関係〕

1995・11・10

日本を議長国として11月16日に大阪で開催された第７回アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）閣僚会議（ＡＰＥＣ大阪会議）は、19日、「大阪行動指針」を採択し、また各国首脳によるＡＰＥＣ非公式経済首脳会議も同日、「ＡＰＥＣ経済首脳の行動宣言」を採択して、成功裡に閉幕した。

与党経済対策プロジェクトチームは、９月中旬から「わが国経済とアジア経済との関わり」について精力的にヒアリングと討議を重ね、11月10日、ＡＰＥＣ大阪会議に向けた具体的な提言を含む報告書を取りまとめ、村山首相に提出したが、その内容の多くが上記合意文書等に反映された。

与党政策調整会議　殿

与党経済対策プロジェクトチーム
責任座長　伊　藤　　茂
座長　唐沢　俊二郎
座長　荒井　　聰

わが国経済とアジア経済との関わりに関する報告書について

本プロジェクトチームは、わが国経済とアジア経済との関わりについて、９月中旬以来14回にわたり検討し、別紙のとおり、ＡＰＥＣ大阪会議に向けての提言を含む報告書「躍動するアジア経済の将来のために ― ＡＰＥＣ大阪会議の開催に当たって ― 」を取りまとめましたので、ご報告致します。

《与党経済対策プロジェクトチーム》

【自由民主党】
座長　唐沢俊二郎
幹事　林　　義郎
　　越智　通雄
委員　関谷　勝嗣
　　原田昇左右
　　村岡　兼造
　　赤城　徳彦
　　野田　　実
　　岡　　利定

【日本社会党】
座長　伊藤　　茂
幹事　和田　貞夫
委員　松本　　龍
　　池田　隆一
　　前川　忠夫
　　斎藤　　勁

【新党さきがけ】
座長　荒井　　聰
委員　前原　誠司
　　水野　誠一

躍動するアジア経済の将来のために
――ＡＰＥＣ大阪会議の開催に当たって――

平成７年１１月１０日
与党経済対策プロジェクトチーム

近年、アジア地域は、一貫して高い経済成長を遂げており、世界経済における比重と影響力を急速に増大させつつある。２１世紀に向け、我が国経済とアジアとの高度な相互依存関係の形成、適切な分業関係の構築が求められる中で、アジアの持続的成長に貢献しつつ、我が国経済の活力を維持していくことは重要な課題である。

このため、ＡＰＥＣや二国間での取り組みを通じアジアにおける成長の制約要因の克服や貿易・投資の自由化・円滑化を図るとともに、アジアとの調和ある経済関係の形成に向け、我が国における事業活動環境の改善を早急に図っていくことが必要である。

１．ＡＰＥＣ大阪会議を成功に導くための提言

(1)ボゴール宣言具体化への基本姿勢

①ＡＰＥＣは、自由化、円滑化、経済・技術協力のバランスをとりつつ、発展させていく必要がある。

②ＡＰＥＣの自由化は、アジアに起こりつつある自主的な自由化への大きなうねりを更に促進する「アジア・スタイルの自由化」を基礎に据えるべきである。

その上で、ＡＰＥＣの自由化に当たっては、各メンバーの国内制度、ルールの整備・調和に重点を置いた意欲的な将来課題を設定すべきであり、税関手続き、基準認証等の円滑化プログラムについても日本がイニシアティブを発揮して具体的措置を講じるべきである。

更にインフラ整備、裾野産業育成、エネルギー等の政策課題について、将来ＡＰＥＣが各国の国内政策について、相互に相談できる仕組みを作る。

(2)「当初の措置」の積極的具体化

大阪会議に首脳が持ち寄る「当初の措置」は世界に対してＡＰＥＣにおける自由化努力の信頼感を高めるため不可欠である。我が国としては、この際、アジアの国々に対して一層の市場開放を行うメッセージを具体化するため、できるだけ広い範囲にわたって具体的な措置を講じるべきである。

(3)大阪会議以後の活動に向けた提言

①人材育成（「ＡＰＥＣスタディセンター」の設立、民間人材派遣システムの構築等）
②情報交流（ＡＰＥＣ情報ハイウェー等）
③技術交流（ＡＰＥＣ共同研究メカニズムの策定、研究者交流スキームの拡大等）
④防災協力（地震、火山、砂防等アジア諸国・地域に共通の自然災害の防止に関する協力の促進等）

等の面で積極的なリーダーシップをとり、シンポジウム等の関連事業を積極的に推進すべきである。我が国は、その技術力等を活用し、これまで以上にこれらの分野に積極的に貢献すべきである。

２．アジアの繁栄に向けた提言

(1) 経済・技術協力を通じたアジアの成長の制約要因の克服

インフラ整備、裾野産業育成、人材育成、エネルギー・環境問題など成長の制約要因克服に向けた経済・技術協力を推進するとともに、特に、増大するインフラ需要に対応した官民双方の円滑な資金供給を促進するための方策についての検討を行う。

(2) アジアにおける事業環境の整備に向けた取組み

アジアにおける事業環境の整備に向けた二国間協力の推進、関係政府機関や日本貿易振興会の有するネットワークを活用した進出日系企業、関連地元企業等に対する支援の強化。

中小・中堅企業等に係わる投資リスクの軽減、情報面での支援。

(3) アジアと日本における金融環境の整備

アジア諸国・地域との貿易・資本取引の円滑化を図るため、アジア各国の当局間の協力の一層の強化等アジア各国通貨の為替相場安定を図る諸方策の中長期的観点からの研究を行う。また、アジア諸国及び域内企業による円の使用・保有の利便性を高めるため、引き続き我が国金融・資本市場の環境整備に努める。

(4) 我が国における事業環境の早急な改善

空洞化を回避しつつ、アジアとの適切な分業関係が形成されるためには、日本が内外の企業にとって魅力ある事業活動の場となるよう、以下の事項に関して検討を行うことが必要である。

①非貿易財分野等における高コスト是正計画の早期策定・実施
②グローバルな経済活動の進展に見合った企業関連制度の改革（税制、企業の合併、分割等の関連法制等）
③独創性と国際性に富んだ人材の育成（画一的教育の是正、英語教育等）

1995・11・10

躍動するアジア経済の将来のために

― ＡＰＥＣ大阪会議の開催に当たって ―

与党経済対策プロジェクトチーム

Ⅰ　はじめに

80年代後半以降、アジアにおける経済成長は速度を速めるだけでなく、新たな成長フロンティアに向けて地域的な拡がりをもみせている。アジア各国・地域の成長パターンも、従来の日本や米国を中心とする先進国からの外資の導入と先進国市場向けの輸出拡大に牽引された成長の形態から、所得水準の向上に伴う内需の増大を背景としたアジア域内における相互の直接投資や域内貿易の拡大など、域内相互依存の深化による自立的な経済成長へと変化している。

この結果、アジアは、世界貿易、世界経済における比重と影響力を急速に増大させつつあり、そのダイナミズムと多様性により、21世紀に向けて世界経済の成長の牽引力となるものと期待される。

他方、アジアの持続的成長に向けては、安定した経済活動を支える安全保障の枠組みが維持、強化されることはもとより、アジアにおいて顕在化しつつあるインフラ整備、人材育成、エネルギー・環境問題などの成長の制約要因の克服が課題となる。

21世紀に向け、我が国経済とアジア各国・地域経済との高度な相互依存関係の形成、適切な分業関係の構築が求められる中で、我が国としても、アジアの持続的成長に向けた課題の克服に積極的に貢献しつつ、我が国経済の活力を維持していくことが重要である。

Ⅱ　わが国経済とアジアとの相互依存関係の現状

1　アジアとの貿易・投資の現状

(1) 増大するアジア向け投資

我が国の対外直接投資は、1985年９月のプラザ合意後の急速かつ大幅な円高・ドル安の進展等を背景に、80年代後半以降急速に増大し、バブル崩壊の直後には一時的に縮小したものの、93年初来の円高に対応して再び増加に転じている。特に、近年の直接投資は製造業のアジア向け投資がこれを牽引しており、94年度においては、製造業のアジア向け投資は14年ぶりに対米投資を上回った。これら直接投資は、アジアにおける資本形成や産業の高度化に大きく寄与している。

(2) 増大する我が国企業の対中国投資

中国では、90年代に入り「改革・開放」政策が一層推進され、在外華僑も含め海外からの直接投資が急増し、これにより高い経済成長が続いている。我が国製造業の対中投資も91年度以降急速に増大し、94年度にはＡＳＥＡＮ４カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン）の合計とほぼ同水準となっている。

(3) 直接投資が変えるアジアとの貿易関係

これら直接投資等を背景としてアジア諸

国との輸出入は量的に拡大するのみならず構造的にも変化している。輸出面では資本財輸出が大きく伸長し供給先国の生産構造の中に深く組み込まれるとともに、輸入面ではアジア諸国からの製品輸入が大幅に増加している。

2　進展する我が国企業のアジア展開

(1) アジアでの活動状況

我が国製造業のアジア進出は、80年代後半はアジアＮＩＥＳ（チャィニーズ・タイペイ〔台湾〕、香港、韓国、シンガポール）、ＡＳＥＡＮを中心に、90年代に入って中国を中心に急速に進んでおり、製造業現地法人でみれば、その過半（53%）はアジアに立地している。また、近年は中堅・中小企業の海外進出もアジアを中心に増大している。

我が国製造業の活発な海外進出により、海外での売上高も急速に増大しているが、特にアジアでの伸びが著しく、86年度と93年度の対比では、全体が約２倍となっているのに対し、アジアでは 2.7倍となっている。この結果、現地法人売上高と国内企業売上高との比率である海外生産比率も着実に上昇し、86年度には3.2%であったものが、93年度には7.4%となり、94年度には８%程度へ上昇すると見込まれる。特に、輸送機械、電気機械の海外生産比率は、それぞれ17.3%、12.6%（いずれも93年度）と他の業種と比べ高くなっている。また、近年の円高に伴い現地法人からの逆輸入もアジアを中心に増大しており、アジアからの逆輸入は全体の約６割を占める。

製造業現地法人の収益状況をみると、アジアでは日本国内の平均を大きく上回っており、アジアでの収益が北米、欧州の低収益を補う形となっている。これらを背景に、アジアでは内部留保等を原資に現地での再投資が日本からの直接投資を上回る規模で行われている。

(2) アジアにおける事業活動上の問題点

今回のヒアリングにおいてアジアに進出した企業からは、インフラ整備の遅れや技術者等の人材確保難、下請け企業の未整備等の問題が顕在化する一方、改善傾向にはあるものの投資規制や国内制度の未整備等の規制・制度に関する問題が事業活動上の制約となっているとの指摘がなされている。特に、中国については、投資関連制度の不透明性、諸手続の煩雑さ等投資環境の不安定性も多く指摘された。

また、アジアにおいては、経済成長、インフレ等に伴い賃金も上昇しており、単に低賃金のみに着目した進出では、安定的な事業活動は困難になりつつある。

3　我が国企業とアジアとの分業関係の急速な変化

(1)業種ごとにみた分業関係の変化

①電気・電子

電気・電子産業では、近年の急速な円高が海外生産の展開に拍車をかけており、これに伴い国内生産、輸出が減少している。また、海外生産品目の急速な多様化、設計・開発部門の海外移転が大幅に進展しており、アジアの生産拠点が基本設計から量産化まで自己完結した事業拠点へと変化している。投資先もＮＩＥＳ、ＡＳＥＡＮから中国へ、今後はインド、ベトナム等周辺国への展開が見込まれる。

このような中で、各社とも国内拠点と海外拠点の適切な棲み分けに苦慮している。

②自動車

アジアでの現地生産は各国市場の需要増

に応じ拡大しつつあり、国産化規制・円高に対応して現地調達も増大している。各社とも日本で基本モデルを設計し、各国の市場に適する仕様で現地生産を行っている。

他方、アジア市場は急速に拡大しつつあるものの、その規模は国ごとでは小さく、競争力の強化のためには今後アジア域内での部品の集中生産・相互補完（国境を越えた分業）を進展させることが必要となる。このためにも、対外的自由化までの限られた期間内に域内自由化を強力に推進することが不可欠な状況となっている。

③繊維

アジアへの展開は80年代後半以降活発化し、90年代に入って中国向けが著しく増加しているが、最近の特徴は、日本市場への逆輸入を目的とした進出が増大していることがあげられる。他方、日本とアジアとの繊維製品貿易は日本の大幅な入超であり、入超幅は急速に拡大している。

④基礎素材

鉄鋼、石油化学等の基礎素材産業では、円高の進展による輸入増加やユーザー産業の海外移転、国内需要の低迷、我が国の高コスト構造（特に物流コスト、エネルギーコスト）等の要因によって国内の事業環境は急速に悪化している。他方で、家電、自動車等のユーザー産業のアジア展開の進展等により今後アジア市場は急速に拡大することが見込まれており、今後本格的な海外展開を余儀なくされる状況にある。

⑤金融

アジアでは経済発展とともに外国銀行・証券会社への開放が進んでいる。邦銀は、日系企業のサポートを中心にアジアで展開しているが、今後地元企業の成長に伴い、提供するサービスの内容も多様化することが予想される。また、本邦証券会社のアジア進出の端緒は、アジアの投資家への日本株販売であったが、近年においては、長期資金の調達の仲介を行ってきているほか、ドラゴン債などの発行・引受を通じアジア各国資本市場の創設、発展に協力している。

(2)加速する海外展開の国内事業活動への影響

90年代に入り、我が国製造業のアジアを中心とする国際展開は、生産移転の量的拡大のみならず、現地調達の拡大や、研究開発機能の移転が見られるなど、質的にも急速に変化しており、この結果アジアとの相互依存関係はますます拡大・深化している。

一方で今回のヒアリングでは、行き過ぎた円高や日本の高コスト構造等の我が国の事業活動環境を取り巻く構造的な問題が、かかる海外展開を加速させる背景となっているとの指摘もなされており、本来であれば国内において比較優位をもつ産業までが海外に移転する「産業の空洞化」への懸念、特に雇用面、技術面への悪影響も指摘されている。

Ⅲ　ＡＰＥＣの今後の課題

1　ＡＰＥＣのこれまでの流れ

アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation＝ＡＰＥＣ。現在では18の国・地域が参加）は、発展の著しいアジア諸国と米国を含んだ「アジア太平洋」を中心とし、世界経済のブロック化に対抗し多角的な自由貿易体制の維持強化を進めつつ、経済の相互依存関係をベースとし、「開かれた地域協力」の理念のもとにアジア太平洋地域ひいては世界経済の発展を目指す新たな地域協力の枠組みである。

ＡＰＥＣは、1989年１月にオーストラリ

アのホーク首相により正式に提唱され、同年11月にキャンベラにおいて第１回閣僚会議が開催された。一昨年のシアトル会合では初めて非公式首脳会議が開催され、経済的対話や貿易・投資の自由化に向けた作業の方向性が示された。今年は、日本が議長国として、第７回閣僚会議及び第３回非公式首脳会議を11月に大阪で開催する。

2　大阪会議に向けての取り組み

昨年11月インドネシアのボゴールで開催された首脳会議では、

○貿易・投資の自由化

先進国は、2010年まで、発展途上国は2020年までに完了。ＡＰＥＣが多角的貿易体制の強化を主導。ウルグアイ・ラウンド合意の加速化、深化、拡大の決定。

○貿易・投資の円滑化

税関、基準認証、投資等円滑化分野のプログラムの拡充・促進

○開発協力

人材養成、科学技術、中小企業、エネルギー、インフラ等の開発協力の強化を主な内容とする、「ＡＰＥＣ経済首脳の共通の決意の宣言」（ボゴール宣言）が採択された。

これを受けて、大阪会議においては、以下を採択することが目標である。

・「行動指針」（Action Agenda）

ボゴール宣言実施のための、貿易・投資の自由化、円滑化、経済・技術協力の３分野についてのＡＰＥＣとしての中長期の行動計画の作成。

・「当初の措置」（InitialAction）

ＡＰＥＣが自由化に対して真剣であることを示すために、具体的な自由化、円滑化措置（当初の措置）を首脳が大阪に持ち寄るもの。

3　今後のＡＰＥＣにおける取り組み

(1)ボゴール宣言具体化への基本姿勢

①自由化、円滑化、経済・技術協力のバランス

ＡＰＥＣの目的は地域の持続的成長であり、自由化そのものではない。自由化は、地域の成長のためのひとつの手段であるという認識に立つ必要がある。地域の成長は、自由化のみでは不十分であり、円滑化、経済・技術協力とバランスのとれた形で推進することにより、初めて達成されるものである。

②アジア・スタイルの自由化と成長の制約要因克服に向けての相談メカニズムの構築

ＡＰＥＣでの自由化は、法的拘束力がなく、各メンバーの自発的な努力により行われるべきものである。従って、「交渉による自由化」でない、「アジア・スタイルの自由化」の哲学を打ち出していくことが必要である。この際、関税障壁等の伝統的な障害だけでなく、税関手続きの調和・簡素化、基準認証等についても我が国がイニシアティブを発揮して具体的措置を打ち出していくことが必要である。

また、ビジネスに関連する競争政策、知的所有権、ビジネスマンのビザの発給手続きの簡素化等の各種国内制度についても、将来の課題として取り上げていくことが必要である。なお、日本は各メンバーのこれらの制度の整備等に対してはノウハウ、人材、資金等の面で貢献が可能であるので、積極的に協力していくことが、我が国がリーダーシップを発揮するためにも重要である。

さらに、中小企業の育成、エネルギー需給安定の確保、インフラ整備等の問題

は、ＡＰＥＣ地域の発展における成長の制約要因となっており、これらの課題の克服は極めて重要であり、各メンバーが知見を持ち寄り、相互に経験を共有することが重要である。

このために、各メンバーの国内政策について、将来ＡＰＥＣの場で随時相談できるような仕組みを作るべく働きかけていくことが必要である。

(2)「当初の措置」の積極的具体化

大阪会議に首脳が持ち寄る「当初の措置」は、世界に対してＡＰＥＣの信頼感を高めるために不可欠なものであり、議長国としての我が国のリーダーシップが問われている。我が国としては、この際、アジアに対して一層の市場開放を行うというメッセージを強力に発出し、アジア各メンバーの期待に応えるべきである。

(3)大阪会議以降の活動に向けた提言

各国が対等の立場で力を合わせながら様々な協力を行うことにより、アジア地域のさらなる繁栄が期待できる。例えば、以下のようなテーマが考えられる。

①基礎教育や熟練労働者への教育等を通じた人材養成。 ― 例えば、技術者の不足に悩むアジア諸国・地域の民間企業へ先進国の民間人材を派遣するシステムの構築や、域内の大学や研究所間のネットワークを構築し高等教育の充実を図る「ＡＰＥＣスタディセンター」の設立。

②アジア太平洋情報ハイウェー（ＡＰＩＩ）の構築。――例えば、域内の高度情報通信網の整備促進を図るとともに、通信網の運用改善のための研究、域内の商取引の電子化のための研究プロジェクト。

③アジア各国・地域の産業技術水準の向上。――例えば、アジア諸国間の共同研究を促進するためのＡＰＥＣワイドの共同研究メカニズムの策定と共同研究の推進、技術交流の円滑化を目的として域内各国の研究所の間の情報ネットワークの構築、研究者交流スキームの拡大、民間企業を対象とした技術情報の見本市の開催。

④防災技術の開発等の防災協力の推進。――例えば、地震、火山、台風、洪水、土砂災害等アジア諸国・地域に共通の自然災害の防止に向けた治水、砂防等の防災技術や建築物の耐震構造等に関する研究協力、また、災害時の救援活動面での協力。

これらのテーマの他にも、電力、運輸等の公共インフラストラクチャーの整備の推進、通貨安定のためのＡＰＥＣの対話推進、農業技術に関する協力等様々なテーマが考えられる。これらについて、セミナー開催、共同プロジェクト、政策対話の実施等を図っていくべきである。これらの分野は我が国も高い知見を有している分野であり、積極的な貢献を行っていくべきである。

4　経済の地域的相互依存の深化に際しての社会的側面への配慮

シアトルで規定され、ボゴールで確認されたように、「経済成長の成果を我々の市民が分かち合うこと」を確実なものとすることが、我々が絶えず念頭に置かなければならない目的であり、経済発展とそのための経済協力を推進するに当たっては、環境保全にも十分配慮する、また、働く者の雇用の安定、労働条件の改善と生活・福祉の向上を積極的に図るなど、社会的側面への配慮が不可欠である。社会的な安定の確保

はまた、経済発展を支える強固な基盤ともなる。

Ⅵ　アジアの反映に向けた課題

今後ともアジア地域が着実かつダイナミックな経済成長を維持し、アジアとともに我が国も発展していくためには、今回のヒアリングでも指摘がなされたインフラ不足、人材不足等アジアにおける成長の制約要因の克服や、投資規制の自由化、関連制度の整備等進出企業の事業活動環境の円滑化等の課題に向け、ＡＰＥＣを始めとする多様なチャネルを通じて取り組んでいくことが必要である。

1　経済協力を通じたアジアの成長制約要因の解消

インフラ不足、人材不足、環境問題等アジアにおいて顕在化しつつある成長の制約要因を克服し、今後ともアジアの円滑な経済発展を維持すべく、我が国としては、二国間経済協力やＡＰＥＣでの経済・技術協力等を通じ、積極的な貢献に努めているところである。

(1)アジア地域における経済インフラ整備の支援

現在、アジア諸国・地域のインフラ整備に伴う資金需要が急激に増加している。また、途上国側でも増大するインフラ事業にＢＯＴ（建設・運営し、投下資本を回収できたら譲渡する方式）等の形態を通じて民間部門の資金や人材・ノウハウを導入することで対応する等そのニーズに大きな変化の潮流がみられる。

このため、このような変化も踏まえつつ、先進国からの官民双方の円滑な資金供給を促進するための方策について検討を行うことが必要である。

(2)裾野産業育成支援

アジア諸国・地域はこれまで輸出指向型の、組立型製造業を中心とした経済発展を遂げてきたが、組立型製造業に部品・素材を供給する裾野産業の不在が顕在化している。

また、裾野産業の不足は、部品等の輸入増による対外収支悪化の一因ともなっており、展示会、商談会の開催、ミッションや専門家の派遣、共同研究等を通じた裾野産業育成支援を推進しているところである。

(3)人材育成支援

アジア諸国・地域における今後の持続的な経済発展を支えていくためには、各産業の発展を支える人材を確保することが必要不可欠である。

我が国としては、従来より、シンポジウムやセミナーの開催、専門家派遣、研修生受入れ等を通じて、当該諸国・地域における人材育成に協力してきているところである。

(4)エネルギー・環境協力の推進

経済発展が特に著しいアジア諸国・地域においては、エネルギー・環境問題が持続的経済成長の制約になるおそれがある。また、同時にアジアにおけるエネルギー・環境問題の克服は、地球的規模の問題であることを認識する必要がある。

このため、我が国としては、当該諸国・地域のエネルギー・環境問題に対する自助努力への支援を行うとの観点から、我が国官民の有する環境技術を利用した各種協力（グリーン・エイド・プラン等）を積極的に推進しているところである。

(5)労働安全衛生面における協力の推進

今日めざましい経済成長を続けている途上国においては、労働災害が多発、大規模

化しており、日本はこれらの国々から労働安全衛生面での援助・協力を求められている。途上国における労働安全衛生行政の体制整備への協力を推進するとともに、企業の自主的災害防止策の活性化のための技術移転を図ることが必要である。

2　アジアにおける事業環境の整備

(1)二国間政府対話等の推進

アジア各国は、経済の発展段階や政治制度の違いから投資環境や事業規制等が各国ごとに異なり、制度やその運用の透明性が必ずしも確保されておらず、その内容も流動的である場合も多い。また、アジア地域に進出した企業からは、外資参入規制や、現地調達規制、雇用規制等の問題点が指摘されている。

このような個々の企業の対応では限界のある問題について、進出企業の事業活動の円滑化及び相手国の産業基盤の強化を図る観点から、必要な投資環境・事業環境の改善点、各企業からの要望等を集約するとともに、各国別の課題に共同で対処するため、関係国の当事者からなる二国間政策対話等の場を活用し、相手国に対しより積極的に協力・提言を行っていくことが重要である。

(2)日系企業の事業活動円滑化に向けた現地での支援体制の在り方

以上のような諸課題への対応を円滑に進め、進出企業が安心して事業を実施できるような環境を形成していくためには、関係政府機関や日本貿易振興会（ＪＥＴＲＯ）が有する在アジアネットワーク機能の積極的な活用が期待される。

(3)中小・中堅企業等に係る投資リスクの軽減、情報面での支援等

今後の我が国企業のアジア展開は、地域的には、中国、インド、ベトナム、ミャンマー等投資環境が未整備で相対的に投資リスクの高い地域に対し増加することが見込まれるとともに、企業の規模でみれば、中堅・中小企業の進出が増大すると見込まれる。

このような中で、海外展開を図ろうとするこれら企業に対し、各国の投資関連制度や産業実態等の投資環境に関し、ＪＥＴＲＯ、中小企業事業団等により適時適切に情報提供を行っているところである。また、貿易保険制度及び海外投資等損失準備金制度を通じ、直接投資のリスク軽減を図っているところである。

3　アジアとの調和ある経済関係の形成

(1)アジアとの高度で緊密な相互依存関係の形成

21世紀に向け、我が国がダイナミックに発展するアジア諸国との一層の連携を深め、アジア地域の発展に積極的に貢献するとともに、これを我が国経済の活性化に結びつけていくためには、以下の課題に取り組んでいくことが必要である。

①我が国市場アクセスの改善

アジアで生産された製品の我が国市場へのアクセスを向上させることは、アジア地域の経済発展の側面的な支援になるばかりではなく、我が国の消費者にとってより安価で高品質の商品が入手しやすくなるとの効果をもたらす。

また、アジアを含め諸外国からの対日投資の促進は、新たな経営資源の導入、多様な競争の促進を通じた新規事業の創造等を促すものであり、また、国内の非効率な産業の効率化を促し、適切な国際分業関係の形成、我が国経済のフロンティアの拡大に資する。

このため、輸入事業者や外資系企業に対する支援措置の活用、インフラの整備、国内の規制・商慣行の見直し等により我が国市場へのアクセスを一層改善していくことが重要である。

②アジアとの地域間投資産業交流の促進

我が国においては、既にアジア地域との間において国境を越えた地域間の交流が活発に行われているが、今後は、地方の都市や産業界同士の交流の促進を通じて、地域経済の活性化を図っていくことが重要である。

また、日系企業の事業活動を円滑化するとともにアジア各国の産業の高度化に資するためには、アジア域内での企業活動のグローバル化、産業ネットワークの重層的構築を推進し、業種別産業交流を推進することが重要である。

こうした活動を通じ、アジアとの双方向の投資活動や事業連携等多面的な産業交流を実現していくことが必要である。

③アジアと日本における金融環境の整備

我が国とアジア諸国との貿易・資本取引の円滑化を図るため、為替相場の安定を図る諸方策の一環として、アジア各国の金融当局の協力の強化を図ることや、アジア各国の大蔵省・中央銀行の連携を目指すフォーラムを作ることを中長期的な見地から研究することも適切と考えられる。

また、我が国としては、引き続き金融・資本市場の環境整備により、アジア諸国及び域内企業による円の使用・保有の利便性の向上に取り組むべきである。具体的には、上場基準の緩和等これまで講じてきた東証外国部の活性化策や、明年1月に予定されている非居住者により発行されるものを含む国内債の適債基準の撤廃等の市場活性化策等により、アジア域内企業等の円による資金調達・運用がさらに促進されることが期待される。

④国際港湾、国際ハブ空港等及び貿易関連インフラの整備

製造業の国際展開、国際分業が進展するに伴い、これを支える国際港湾、国際空港等の整備の重要性は益々増大する。特に、アジア地域との関係において国際港湾、国際空港を国内に整備することは、増大する物流需要のボトルネックを解消するために必要であるとともに、我が国の魅力ある事業活動の場づくりという点でも重要である。

このため、国際海上コンテナターミナルの拠点的整備、アジア諸国と我が国各地域の交流の拡大に対応した地域国際港湾の整備等を重点的、効率的に進めるとともに、空港が我が国の経済的・社会的発展のボトルネックとならないよう、航空需要に対応して時機を失うことなく国際ハブ空港の整備を進めることが肝要である。また、これらの整備と併せて、地域における貿易関連インフラの整備をすすめていく必要がある。

(2)我が国における事業活動環境の早急な改善

経済のグローバル化の中で、空洞化を回避しつつアジアとの適切な分業関係が形成され、また日本の市場としての受容力を高いものとしていくためには、経済構造改革の推進を通じた高コスト構造の是正等、我が国の事業活動環境の改善に向け、以下の課題への早急な対応が必要である。

①早期の景気回復と円高是正等による事業活動環境の整備

まず、我が国の事業環境の改善に当たって、早急に求められる課題は、経済対策の着実な実施により、足踏み状態が長引く景気の早期回復である。また、我が国経済の

中長期的発展を確保するため、高齢化が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつつ、引き続き公共投資基本計画の積極的な促進に努めるなど内需主導型の経済運営に資する施策の推進に努める。さらに、市場アクセスの改善などを併せて推進することにより、現在縮小傾向にある経常収支をさらに削減することが重要である。

また、円高是正の動きがみられる為替相場は、今なお、秩序ある反転の過程にあり、こうした反転の一層の継続が望まれる。

②非貿易財分野等における規制緩和、競争促進による高コスト構造の是正

日本経済の高コスト構造を是正し、事業活動の場としての魅力を高めるためには、自由、透明、公正で内外に開かれた市場を構築し、市場機能の強化、競争を通じて産業全般の効率化を図っていく必要がある。特に、国際競争にさらされている製造業と比較して生産性が低く、その向上のテンポが遅い非製造業、公共サービスの分野における競争原理の導入や規制緩和により、効率化を推進することが急務である。

このため、規制緩和推進計画の国際的観点等からの抜本的な見直しを行うとともに、物流、エネルギー、電気通信等非貿易財分野を中心としたコスト削減・活性化に資する施策とその実施時期を明示する高コスト是正・活性化のための行動計画を早急に策定し、その実現を図ることが重要である。

③グローバルな経済活動の進展に見合った企業関連制度の改革

経済活動のボーダーレス化及び国際競争の激化が進展する中で、企業を取り巻く税制について、自由で活力ある企業活動の展開を支援する観点から、国際的にみて高いといわれる実効税率の引下げ等により事業環境の国際的調和を図る方向で検討を行うことが必要である。

また、グローバルな経済社会環境の変化に柔軟な対応が可能となるよう、企業の合併、分割等組織変更に関連する法制等企業組織関連制度について検討を行うことが必要である。

④新規事業創出のための環境整備

新規事業の創造は、次世代を担う新たな産業分野の開拓の大きな原動力であり、我が国経済が空洞化を回避しつつ、国際分業を展開していく上での必要条件となる。

他方で、東南アジアでは、米国等との連携の下に新たなソフト産業の急速な発展がみられる。

新規事業を担うベンチャー企業が成長していくためには、その創業段階、立ち上がり期において、資金、人材、技術面の制約ができるだけ小さなものとなるよう、その創造的活動を支える制度、環境の整備を図っていくことが必要である。

⑤基礎的・独創的研究開発の推進

新産業・新事業を生み、経済フロンティアを開拓するとともに、グローバルな分業構造を形成しアジア等に対して今後とも技術移転を円滑に継続していくためにも、創造的な科学技術の発展は不可欠である。

このため、民間では取り組みが困難な創造的研究開発を国自らが実施するとともに、国内のみならずアジアを初めとする海外からも優秀な研究者が集まり、日本を舞台として活発な研究開発が行われるよう、ハード、ソフトの研究開発基盤の整備等研究開発環境の改善を早急に図る必要がある。

⑥高度情報通信インフラの整備

高度情報通信の進展は、業務の効率化、生産性の抜本的向上をもたらし、広範な産業において企業の競争力を高めるとともに、

様々な新規・成長産業を生み出し、産業構造の高度化と大規模な雇用の創出につながるものである。

このため、先導的・基盤的分野として産業分野及び行政分野における情報化を推進し、ＣＡＬＳ（生産・調達・運用支援総合情報システム）、電子商取引（ＥＣ）等先進的電子情報技術の導入を進めるとともに、経済活動の高度情報化を支える電子情報技術の高度化に積極的に取り組むことが必要である。

また、将来の情報通信社会の基盤となる光ファイバー網等の整備を積極的に進めていく必要がある。

⑦独創的・個性的な人材の育成

経済・社会のグローバル化、ボーダーレス化が急速に進展する中で、企業の中には、経営会議の英語での実施、企業トップ自らパソコン・ネットワークを活用した海外拠点との調整等に取り組んでいるところもある。

21世紀に向け、日本人自身が個性・独創性の面で、また、語学能力等の面でも、このような変化に十分対応し得ることが必要である。

このため、選択が可能な学習機会の提供等、画一的な教育制度の見直し、生きた英語教育の実施、高等教育における外国人教員の積極的任用、海外からの留学生・研究生の積極的受入れ等により、生徒の個性・能力を引き出し独創性と国際性に富んだ教育への改革が期待される。

（別紙）

与党経済対策プロジェクトチーム開催状況（アジア経済関係）

9月19日（火）
○アジアにおける日系企業の活動状況について通産省から聴取
○今後の日程について
9月26日（火）
○「わが国経済とアジア経済との関わりについて」大蔵省から聴取
9月28日（木）
○「わが国経済とアジア経済との関わりについて」農林水産省・運輸省・郵政省・建設省から聴取
10月3日（火）
○電気・電子産業（松下電器産業・ソニー・ＮＥＣ）
10月5日(木)
○基礎素材産業、繊維産業（新日鉄・住友化学・東レ）
10月12日（木）
○学識経験者、自動車産業（渡辺利夫東工大教授、トヨタ・日本電装）
10月17日（火）
○中小企業の進出事例、撤退事例（中小企業事業団／㈱ベンカン・神威産業㈱・三幸商事㈱／篠原工業㈱）
10月19日（木）

○金融・商社（東京銀行・大和證券／伊藤忠商事）
10月24日（火）
○労働団体（連合）
10月26日（木）
○ＡＰＥＣへの取り組み状況について関係省庁（経企庁・大蔵省・通産省・農水省）から聴取
※幹事会開催（「骨子案」について討議）
10月31日（火）
○「座長＝幹事会骨子案」をめぐり第一回討議
11月２日（木）
※幹事会開催（「座長＝幹事会案」について討議）
○「座長＝幹事会案」をめぐり第二回討議
11月７日（火）
○「新座長＝幹事会案」をめぐり第三回討議
→以後の取りまとめについて、座長・幹事に一任
※　文章整理等
※　各党、党内手続き
11月10日（金）
○「報告書」「提言」について最終確認

1995・11・11

「新たな防衛力の考え方」への提案

社会党安保調査会

わが党が７日にまとめた「今後の防衛力の在り方について ― 新防衛計画大綱の策定作業に対するわが党の提案」に基づいて、防衛庁の「新たな防衛力の考え方」（新防衛計画大綱案の骨子）に対して、以下の修正・追加・削除を要望する。

Ⅰ　趣旨について

① 最後の項の「国際社会の平和と安定に資するよう努力」の部分をもう少し詳しく記述する。したがって、「平和憲法の精神に基づき、国際核軍縮および通常軍縮をすすめ、アジア太平洋における協調的安全保障政策の推進と地域的安全保障機構の構築に努力」に修正する。

Ⅱ　国際情勢について

② 第２項の「米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている」は、過度に軍事力を強調しているととられるおそれがあることから、「その強大な力を背景に」は削除する。

③ 第３項の「わが国周辺地域において、わが国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できないが」について

は、朝鮮半島情勢を念頭に置いた記述とみられるが、現下の情勢を見れば、こうした危機意識を強調しすぎる根拠はあまりないことから、「わが国周辺地域の安定を損なうおそれのある事態が発生する」に修正する。

Ⅲ　わが国の安全保障と防衛力の役割について

④（わが国の安全保障と防衛の基本方針）の中の「専守防衛に徹し」は、「自衛隊の装備・編成・戦略の防衛的性格を内外に明白にすることを前提にした専守防衛に徹し」に修正する。これは「洋上防空」や「シーレーン防衛」などの構想からの転換を強調するため。

⑤（わが国の安全保障と防衛の基本方針）に関して、これまでわが国が節度ある防衛力整備に当たって掲げてきた国是について、本文記述済みの専守防衛・文民統制・非核三原則以外にも、「徴兵制の不採用、自衛隊の海外派兵の禁止、集団的自衛権の不行使、攻撃的兵器の不保持、核・化学・生物兵器など大量破壊兵器の不保持、武器輸出の禁止、交戦権の不行使などの原則の堅持」を明記する。

⑥（防衛力の在り方）に関して、「日米安全保障体制がわが国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続ける」との文章は、「日米安全保障体制がわが国の安全及び極東における平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続ける」に修正する。日米安保条約では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」（第６条）となっているため。

＊他の箇所における日米安保体制に関する表現も同様とする。

⑦（防衛力の在り方）の最後のパラグラフの「今後のわが国の防衛力については、その合理化・効率化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図る」　については、第一に「その合理化・効率化を一層進める」は当初の防衛庁ペーパーにあった「規模についてはコンパクトなものにする」という文章に修正し、第二に「質的な　向上」の過度の強調は防衛費圧縮の姿勢と矛盾するおそれもあることから、「必要な機能の充実を図る」に修正する。

⑧（日米安全保障体制）の第１パラグラフの「米国との安全保障体制は、わが国の安全の確保及びわが国周辺地域における平和と安定の確保のため必要不可欠」について、11月１日付防衛庁案（「今後の防衛力の在り方について」）の表現を基本にして、少なくとも次のように修正する。「米国との安全保障体制は、わが国の安全の確保にとって必要不可欠であるとともに、極東地域の平和と安定の確保、より安定した安全保障環境の構築のために引き続き重要」

⑨（日米安全保障体制）の第２パラグラフについては、次の２つの文章を追加する。

「日米安保条約を維持しつつ、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムを通じて、新たな協調的安全保障を探求するとともに、北東アジアのサブ・リージョナルな安全保障対話の場の創設を促す。」（この表現はナイ報告に記載されているもの）と「アジア太平洋地域における軍縮の推進、緊張要因の除去と地域的安全保障機構の確立に努めることによって、在日米軍基地、とくに沖縄の基地の整理・統合・縮小をすすめるとともに、わが国国民の合意と理解の下に日米安保条約を円滑に運用していくために、日米地位協定の必要な見直しをはかる。」

⑩（防衛力の役割）の「(1)わが国の防衛」に関して、その第２パラグラフの「核の脅威に対しては、これを縮減するため、国際社会において積極的な役割を果たしつつ、米

国の核抑止力に依存」は、「核の脅威に対しては、これの縮減と廃絶をめざし、国際社会において主導的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存」に修正する。

⑪（防衛力の役割）の「(1)わが国の防衛」の第4パラグラフについて、次の文章を追加する。「限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力でこれを排除する。」これは現在の防衛計画大綱に記載されているもの。

⑫（防衛力の役割）の「(2)大規模災害等各種の事態への対応」の第2パラグラフの「わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応」は、集団的自衛権の関係から誤解を与えかねず、かつ11月1日付防衛庁案（「今後の防衛力の在り方について」）にも含まれていなかったことから全文削除する。

⑬（防衛力の役割）の「(3)より安定した安全保障環境の構築への貢献」の第2パラグラフの「安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、わが国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係を増進」を「安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、わが国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係を増進するなど、協調的安全保障政策の追求に努め、アジア太平洋における地域的安全保障機構の確立をめざす」に修正する。

Ⅳ　わが国が保有すべき防衛力の内容について

⑭「1陸上、海上及び航空自衛隊の体制」の陸上自衛隊の項のうち、「イ 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも1個戦術単位を保有」は、北方重視戦略を改めることから削除する。

⑮「1陸上、海上及び航空自衛隊の体制」の陸上自衛隊の項のうち、「ウ 師団等及び重要地域の防空に当たり得る地対空誘導弾部隊を保有」は、これを航空自衛隊に移管させ統合運用をはかることから削除する。

⑯「1．陸上、海上及び航空自衛隊の体制」の陸上自衛隊の項のうち、「エ」の「一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充当」は、予備自衛官制度を導入しないことから削除する。

⑰「2．各種の態勢」の「(1)侵略事態等に対応する態勢」において、「限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力でこれを排除する。」を追加する。

⑱「3．防衛力の弾力性の確保」の中の「即応性の高い予備自衛官を確保すること」は削除する。

Ⅴ　防衛力の整備、維持及び運用における留意事項について

⑲1の(4)の「技術研究開発の態勢を充実」を「必要最小限度の技術研究開発の態勢を維持」に修正する。

⑳2は現在の防衛計画大綱になく、改めて記す必要もないことから削除する。

1995・11・20

平成8年度税制改正基本方針

社会党税制調査会

今次税制改正は、消費税率の見直し期限を来年9月末に控えて実施されるものであり、何よりも国民の納得が得られる公正・公平な税制度の確立を最重視して行わねばならない。

昨年決定をみた与党「税制改革大綱」は、改革を国民本位のものとするためにも、税をめぐる不公平を大胆に見直し、制度・執行両面にわたる公平確保の面から、税制上の歪みを最大限是正していく強い決意を表明している。社会的公正確保は重要かつ緊急性を有する課題であり、8年度税制改正は、課税の公平及び総合課税制度の推進を含む資産課税の充実といった観点から、この「改革大綱」と一体のものとして取り組んでいくことが求められているのである。

しかし同時に、村山改造内閣が「景気回復」内閣として発足した経緯を踏まえるならば、景気浮揚に資する政策の総動員の一環としての税制上の対応についても積極的に模索しなければならない。

したがって社会党は、あくまで公正・公平という税の第一義的な理念を追求しつつ、この理念に反しない範囲において景気対策に実効ある措置を実現すべく、当面、次の方針で、国民的な合意形成を図りうる年度改正に取り組むものとする。

1　平成8年度税制改正における基本的な考え方

○　公正・公平、中立、簡素の理念に裏打ちされた所得・資産・消費のバランスのとれた課税体系の再構築を着実に進める立場から、昨年の「基本方針」・「租特等整理指針」の考え方を継承する。

また、この方針等の基礎理念ともいえる「税制改革指針案」（94.4.8）を発展的に活かしていく観点から、平成8年9月末の消費税率改定に際しては、5％以上への引上げはあり得ないことを前提に、国民的要望の強い飲食料品に関する軽減税率採用の可能性等も含めて追求することとし、これらの課題を踏まえた重要な取組みの一つとして、平成8年度税制改正を位置付ける。

なお、資産課税の適正化などの観点から総合課税制度が求められており、そのための有効な手段である納税者番号制度については、プライバシー保護等も勘案しながら、実現に向けた具体的な検討を進める。

○　財政状況の厳しさ及び消費税率の見直し等が予定されている状況下においては、中長期的な展望を持ち、国民に信頼される税制改革を実現しなければならない。

このためには、租税特別措置及び非課税等特別措置に関しては、恣意的・場当たり的な選考を排し、政策的な有効性の面から厳しい見直しを図る。

○　景気対策として有用とするためにも、改正の効果が広く及ぶものとなる措置を実現する。また、民間最終消費への有効なインセンティブ（刺激策）として所得税及び住民税の特別減税は維持する。

2　土地税制

(1)　基本的な立場

○　与党の「税制改革大綱」は、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を再構築する一環として、土地税制を含む資産課税に関しては充実の方向で検討すべきであるとされた。これは社会党の考えを反映したものであり、この成果を踏まえた取組みを進める。

○　土地基本法の理念を活かす見直しを行う（公共の福祉優先・適正及び計画に従った利用の促進・投機的取引の抑制など）。

○　土地税制は、国土の有効利用に資することで日本経済の潜在的成長力を引き上げ、国民生活のレベルでみた真の景気対策に貢献すべきであり、単なる景気「調節弁」の役割を担わせるべきではない。

(2)　地価及び土地取引の低迷等に関する現状認識

○　現在の地価の下降局面は、土地本位制に依拠する投機的な「仮需」の抑制を目的の一つとした平成3年度以降の土地税制改革の成果として評価すべきである（新しい収益還元価格への移行過程にあると理解する）。

○　現在の地価水準がこれ以上下がっては困るとの考えは取らない。実需が生まれるところまで、なだらかに推移していくことは、国民生活の向上や新産業創出など経済の構造転換の面でも肯定的に受け止めるべきである。ただし、急速な地価下落が経済構造に与えている悪影響には十分配慮する。

(3)　具体的な対応等

○　今次改正においては、土地基本法等の理念を活かし、併せて実需の喚起に最も有効であり、景気対策上の要請（即効性等）にも応えられる手段について、地価形成のあり方等も勘案しつつ、積極的に対応する。

○　国土の有効利用促進の考えに立脚した土地税制を21世紀に引き継いでいくためにも、譲渡・保有課税については基本的に現行制度を堅持する。ただし、一定の条件における譲渡に関しては検討を加える。

3　租税特別措置及び非課税等特別措置

次の指針に則り、政策手段としての有効性を厳しく吟味し、整理合理化に取り組む。

「租特等整理の指針」

◎　租特等は公正・公平、中立、簡素という税制の基本理念からすれば例外であることから、他に代替手段があるものについては原則として認めない（予算措置あるいは金融措置等）。

◎　原則としてスクラップのない新規要求は認められない。

◎　20年を超えるものは原則として廃止し、ゼロ・ベースで見直す。

◎　その時々の時代的背景（要請）で設けられた措置及び経済・産業政策上の役割を終えたものは廃止する。

◎　利用が特定の企業に偏っているものについては一企業あたりの制限を設ける。

◎　地域独占的な企業が利用しているものについては厳しく見直す。

◎　利用が著しく少なくなっているものから優先的に見直す。

◎　引当金等に関しては、その実態を踏まえた検討を加える。

4　公益法人課税

○　公益法人課税については、公益の性格・程度等により一定の差を設けて然るべきとの指摘もあり、課税のあり方について検討を深める。

○　とくに、宗教法人に対する課税のあり方が厳しく問われており、前記の視点を踏まえ、国民の理解が得られる検討を行う。

○　ＮＰＯについては、新法の検討状況と趣旨を踏まえ、税制上の支援措置を検討する。

5　その他

○　住宅税制及び有価証券取引税については、昨年の方針を堅持し、現行制度を維持する。

○　相続税の「三年しばり」問題、多様な金融商品の課税のあり方（課税繰延べ商品等）などについては、国民感情を踏まえた適切な措置を講じる。

○　固定資産税の税負担のあり方等については、平成９年度評価替えの作業に向けて、地価の下落状況など地価動向を適切に反映したものになるよう検討を進める。

○　法人税の軽減についても、課税ベースの拡大を前提として総合的な検討を進める。

1995・11・21（衆議院）

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議

伊　藤　　茂

私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主の会を代表して、ただいま議題となりました動議につきまして、その趣旨をご説明申し上げます。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を批准するに当り、わが国として今後とも国際人権の促進に寄与していく決意を明らかにするとともに、わが国に存在する部落問題やアイヌ問題、定住外国人問題などあらゆる差別の撤廃に向けて、引き続き努力を重ねていくことが肝要であると認識し、次の決議案を提案する。

案文を朗読いたします。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する件

あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約を締結することは、国際社会における人権の尊重の普遍化とともに、わが国における人権尊重の取り組みを一層強化する意味において、きわめて有意義なものである。

政府は、本条約の批准にあたり、左記の事項につき誠実に努力すべきである。

記

一　政府はあらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。

一　国連の人種差別撤廃委員会に報告を提出した場合には、当外務委員会に対しても同報告を提出すること。

右決議する。

1995・11・30（参議院）

提　案　理　由

矢田部　　理

私は、自由民主党・自由国民会議、平成会、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会及び二院クラブの各派共同提案にかかる「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議（案）」を提案いたします。

まず、提案理由をご説明いたします。

あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約の締結についての承認を本委員会において行うに当たり、我が国として、今後とも国際人権の促進に寄与していく決意を明らかにするとともに、我が国に存在する被差別部落問題やアイヌ問題、定住外国人問題など、あらゆる差別の撤廃に向けて、引き続き努力を重ねていくことが肝要であると認識し、次の決議を提案する。

以上が、この決議案を提案する理由であります。

次に、決議の案文を朗読いたします。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議

あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約の締結は、国際社会および我が国における人権政策の確立と人権尊重の取組の強化において、きわめて有意義である。

政府は、本条約の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

一　我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。

二　あらゆる形態の人種差別の撤廃を達成するため、本条約の規定に従って、必要な国内措置を十分に講ずること。

三　本条約の内容が広範な分野に及ぶことにかんがみ、条約の運用に当たり、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、広く国民に対し、本条約の趣旨及び内容の周知徹底に努めること。

四　人種差別撤廃委員会に提出する報告書は、適正なものとするとともに、提出後、速やかに国会にも提出すること。

五　学校教育、社会教育、公務員の研修の分野で、あらゆる差別の撤廃のための広報活動及び人権教育を重視し、その実施体制の確立を図ること。

六　未批准の人権に関する諸条約の締結について、その検討を促進すること。

右決議する。

1995・11・24

「国連人権教育の10年」に対する取り組みについて

冷戦後の国際社会において、地球的規模の問題の一つとして人権問題への関心が急速に高まってきました。人権問題への取り組みとして、人権教育の重要性が強調され、昨年12月の第49回国連総会において、本年1月1日をもって「国連人権教育の10年」を開始する旨の決議が採択されました。

本決議では、各国において、国内行動計画を策定することになっており、わが国においても、これまで、各関係省庁を中心に、人権教育に取り組んでおります。しかしながら、10ヶ月を過ぎた現在も、政府の窓口も確定しないなど、いまだ政府全体としての推進体制が不十分であります。

「人にやさしい政治」を標榜する村山政権において、部落問題をはじめ、ウタリ問題、在日外国人、難民、エイズ、身障者、男女などあらゆる差別、人権問題に対し、教育面で積極的に取り組む必要があります。

本プロジェクトでは、本年6月16日に取りまとめた中間意見の中で、「国連人権教育の10年」に対し、わが国が国際社会に率先垂範して取り組むべきことを明らかにしております。

以上に鑑み、下記の通り、政府が速やかに推進体制を構築し、必要な施策を進めていくよう申し入れます。

記

1　政府は、早急に具体的施策内容を包含する「国内行動計画」を策定し、早期にそれに基づく人権教育・啓発の実施体制づくりを行う。

2　このため、政府は、総理を本部長とし、総理府を統括事務局とする「国連人権教育の10年推進本部」（仮称）を設置するとともに、所要の予算措置を講じる。

3　平成8年度予算においても、必要な措置を講じる。

以　上

1995年11月25日

内閣官房長官
野　坂　浩　賢　　殿

与党人権と差別問題に関するプロジェクト
新党さきがけ座長　鳩山由紀夫
自由民主党座長　前田勲男
日本社会党座長　山口鶴男

1995・11・30

住専問題についての申し入れ

一　我が国経済は、雇用情勢が依然厳しい状態にあるなど景気に浮揚感が見られない情勢の下で、早急に景気回復を行い自由で活力ある経済社会を創造していくことが重要な課題となっている。

　このためには、何よりも、金融機関の有する不良債権を早急に処理し、疲弊した金融システムを正常化することが不可欠であり、わけても、不良債権問題の象徴である住専問題の処理が喫緊の課題である。

一　この住専問題の処理に当たっては、住専の設立経緯、母体行と一体となった経営及び業務展開、経営破綻の原因、再建計画策定の経緯等を考慮すれば、当然母体行が全責任を持って処理に当たるべきである。

一　債務を弁済することは金融取引の基本であり、金融機関である母体行自らが自分の子会社である住専の債務についてこのルールを無視するのは、金融取引の原則を破るものであり、自らの経営基盤と金融システムの崩壊を招くものである。

一　従って、農協系統の貸付債権の元本ロスは生じさせず、農協系統の債権は直ちに返済すること。また、母体行は、自己の貸付債権の放棄及び追加出資は当然のこととして、これを上回る住専ロスの負担を行うこと。

一　農協系統信用事業等の健全な運営に支障を及ぼすことのないようにすること。

右、申し入れる

1995年11月30日

与党政策調整会議座長　殿

日本社会党農林水産部会
部会長　村沢　牧

政策の焦点1

機関委任事務を考える

横田昌三

この春、社会党がシャドーキャビネット時代から実現を求めてきた地方分権推進法が成立した。現在、同法に基づき設置された地方分権推進委員会において、地方分権推進のための議論が精力的に行われている。この分権推進の指標としてマスコミ等で大きく関心をもたれ、自治体側も強く求めているテーマが、「機関委任事務の廃止」の問題である。

一方、今臨時国会を振り返って見ると、宗教法人法改正にせよ、信用組合問題にせよ、そして沖縄問題に至るまで、多くの場面で機関委任事務というものを考えさせることが多かった。

そこで本稿では、今臨時国会の事例を媒介としながら、古くて新しいテーマである機関委任事務問題について改めて考え直してみることにしたい。

◆ケース1：信用組合の破綻処理問題◆

協和東京・安全の2信組の破綻、コスモ信組、木津信組と、信用組合の破綻・再建が相次いで問題化している。国会でも破綻金融機関の処理問題が取り上げられており、与党も金融・証券プロジェクトで検討を進めている。これに関連して大蔵省は、経営破綻した信組の処理に当たって、信用組合の監督は都道府県知事への機関委任事務であるため、監督権のある自治体に資金援助を義務付け、その分を地方交付税で支援するという案を検討している（8月22日付読売新聞等）。

一方、自治体側は、破綻信組の財政負担に関して国が財政負担を負うべきとするのが大勢であり、大蔵省の姿勢に反発を強めている（9月26日付朝日新聞の調査等）。それというのも、信組の監督は本来国の仕事であり、自治体に任されているからといって資金支出の責任まではないというのである。全国知事会も監督権は現行通り地方が持つが、破綻処理は全国的金融秩序の維持に責任を持つ国・日銀を中心に、という要望をまとめている。

しかし、現行の監督権を維持しつつ破綻責任は負わないというのでは監督権に伴う責任の所在が不明となるし、また、監督権限自体国に返上すべきだという自治体もある。地方分権の推進との関係で機関委任事務である信組の監督権をどう考えていったらよいのか、そして監督権と破綻責任はどのような関係にあるべきなのか。

◆ケース2：宗教法人法改正◆

宗教法人法改正の一つの柱に、宗教法人の所轄問題があった。現行法では原則として都道府県知事が所轄するとされているものを複数の都道府県にまたがって活動する宗教法人

について所轄庁を都道府県から文部大臣に一元化するものだ。その理由は、①国と都道府県との適切な役割分担、②民法法人など他の公益法人ではその事業が2以上の都道府県にわたる場合は主務大臣が所管、③宗教法人に関する事務は本来国が行うとの考えに立ってその事務の一部を機関委任、④宗教活動の地域的範囲の広狭に着目して定めることは理由が明白でありわかりやすい、といったものである。

しかしこれについても地方分権の流れの中で問題はないのかという意見が宗教法人審議会の中でも出されていた。

地方分権の立場からは、複数の県にまたがるものはそれぞれの認証を受けてはどうかとも考えられるが、元々国の事務であり、国（文部大臣）に返上しても問題はないといえ、社会党としてもそのように対応した。なお現在県知事の行っている機関委任事務をどうするのかという問題もあり、分権推進委員会の議論も踏まえ、国、地方の新たな役割分担によって宗教法人の所轄事務を再配分することも考えるべきではないだろうか。

◆ケース3：ＮＰＯ法案の疑問◆

与党のＮＰＯプロジェクトで、非営利の市民活動を育成するため、法人格を容易に取得できるようにするＮＰＯ法の法制化の作業が進んでいる。社会党はこの法人格の付与にあたり、機関委任事務ではなく団体事務とすることを強く主張し、与党の合意となった。これは一定の成果であるが、ＮＰＯに税制上の優遇措置を与えるに際しては、残念ながら都道府県知事の機関委任事務とされている。

しかし地方分権推進法が成立したときに、議員立法で機関委任事務を新設することは如何なものか。また国税をまけるのだから機関委任事務にしなければならないというのは、大蔵省の論理であって、例外は大阪湾ベイエリア法など少なくない。公益法人課税との並びといっても、設立が団体委任事務であるＮＰＯ法人の場合は、税制の優遇措置を講じるに当たって機関委任事務であることにとらわれる必然性がない。

国税の減免を自治体にやらせるのは、国の下請けをさせることであり疑問が多い。国の関与自体が必要であれば、「自治体の団体委任事務＋国の関与（協議）」という仕組みも可能ではないだろうか。

◆ケース4：沖縄問題と職務執行命令訴訟◆

沖縄の米兵による少女暴行事件を契機に、日米安保と基地の問題、本土と沖縄の関係が大きくクローズアップされている。そんな中、大田知事は基地協定に伴う土地使用に関する代理署名（機関委任事務）を拒否、村山総理は12月7日、遂に改正後初めて地方自治法151条の2に基づいて職務執行命令訴訟を提起、今後国と沖縄県の争いは法廷に移されることとなった。安保の問題もあろうが、県は機関委任事務の問題点そのものをも争うつもりだという。

大田知事の胸中を察すれば、防衛に係るものはやはり国が担うべきであり、機関委任事務として自治体に苦渋を求めるのは如何なものか。基地協定に伴う土地使用に関する代理署名等は今後国が引き取る方向で検討すべきではないか。

◆機関委任事務の問題点◆

機関委任事務とは、法律または政令によって国の機関としての地方公共団体の長に委任されたものを指すが、市町村長を県の機関として機関委任するものもある。首長は主務大臣の指揮監督に服するほか、職務執行命令訴訟制度で最終的に実行が担保されている。

機関委任事務については、外国人登録、一般旅券、児童福祉、都市計画、国会議員の選挙、国勢調査、指定統計、自衛官募集の事務など幅広い事務があり、地方自治法別表3、

4に列挙されているだけでも 561項目もあり、都道府県の仕事量の7割から8割、市町村の仕事の5割から6割を占めるという。

従来から自治体の自主性・総合性を阻害すること、行政責任の所在が不明確になることのほか、所管大臣の指揮命令を受けること、そして最近は、公選首長に国の下部機関としての事務を行わせること自体地方自治の本旨にそぐわないという問題が強調されてきており、今回の地方分権推進法をめぐっても大きなテーマとなっている。

◆新たな仕組みをめざして◆

機関委任事務をどうしていくのか。

まず事務自体の必要性から一つ一つ見直しを行い整理合理化を進め、存在理由のないものは廃止する。次に役割分担の観点から見直しを進め、各地域の状況に応じて自治体の裁量でなされてきたもののように自治体の事務に移すべきものは固有事務化、団体事務化を図ることとなる（団体事務といっても根っこは国にあることから、本当に地方側の事務とするのなら固有事務化を追求すべきだ）。そして国に「返上」すべきものは返上する。また全国的統一の要請、全国的規模のものといっても基準設定だけを国の事務とし、実務は自治体の事務とすることも可能である。その上で選挙、旅券、戸籍などコストの面や住民の利便性等の観点からどうしても残らざるをえない事務について、国・地方の対等な協力関係に根ざした新たな仕組みを模索することが必要となる。

この仕組みを提案することなく、ただ「廃止」という文言を盛り込めばよいというわけにはいかない。最終的に自治法別表3、4の機関委任事務を別表1、2へ移し替えなければならない。つまり地方分権推進計画に基づき関係法律の全面改廃が必要な大作業なのである。

推進委員会でも「機関委任事務制度を廃止した場合の問題点、新たな事務処理方法等についても検討する」とされている。また、機関委任事務が全国的統一性・公平性を確保するため必要だという各省庁にしても、推進委でのヒアリングの過程で、「実施の担保措置をどのように制度化するのかの検討を進めた上で、機関委任事務の廃止の可能性を検討すべき」という、含みのある意見も出されている。

さて新たな仕組みについては、各方面から提案がなされている。その中には、国・地方の対等な契約方式とすべきであるとか、自治体ができないものを国に逆委任するという案、また国の事務・自治体の事務というのではなく事務の分有・共有を考える方式もある。他に事務委託を活用する考え方や、法定協定を結んではという案もある。

その他の執行機関への機関委任事務も十分検討する必要があるし、国・地方の関係の見直しに合わせて、県の事務の市町村長への機関委任が県より市町村を下に見る風潮を促していることから、県と市町村の関係も見直されなければならない。

自治法が制定されて48年。機関委任事務は、戦前の市町村が大臣・知事・郡長の指揮監督を受けて国政事務を行った残滓を残している。そして戦後の首長公選に伴って国の意思が貫徹しないことを恐れ、何とか自治体に実施を担保しようというもので、事実上出先機関化を図るものであった。今でも省庁の中には「出先機関がないから機関委任事務が必要だ」と公言するところもある。

今回が分権のベストチャンスといわれている。様々な問題を噴出させている機関委任事務を今度こそ廃止に持っていかなければならない。来年3月には分権推進委員会の中間報告がまとめられる。そこに機関委任事務制度改革の方向性が出せるのかどうかが、一つの節目となるであろう。

（よこたしょうぞう・政審書記―地行部会担当）

政策の焦点 2

薬害エイズとＨＩＶ訴訟について

山口希望

なぜ薬害による被害は後をたたないのか。サリドマイド、スモン、クロロキンと続いた医薬品による健康被害の裁判、昨年のソリブジンによる被害など、悲惨な事故は続いている。ＨＩＶ訴訟は、帰すべき責任は何もなく、「悲惨というべき病態にあり、既に死を迎え、あるいは死を余儀なくされる立場に置かれている」原告らによって起こされた。ここではＨＩＶおよびＨＩＶ訴訟の概括、現在行われている対策などについて述べてみたい。

1　ＨＩＶとその感染ルートについて

ＡＩＤＳ（後天性免疫不全症候群）はＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染したことによって引き起こされる細胞性免疫不全状態を主な病態とする疾患である。

ＨＩＶ感染はＨＩＶに汚染された血液、精液、膣分泌液等を介しておこる。したがって①ＨＩＶ感染者との性行為、②ＨＩＶに感染した血液もしくは血液製剤の受注、③母親がＨＩＶ感染者である場合に生ずる母子感染、の３つがエイズの主な感染経路となっている。

わが国における患者・感染者の約五割を占め、もっとも割合が大きいのが上記②の感染ルートである。これは、わが国のＨＩＶ感染者の著しい特徴となっている。すなわちアメリカの血液を原料として製造された血液製剤の投与を受けたことにより、わが国の血友病患者約5000名のうち、およそ四割にあたる、約1800人から2000人がエイズウイルスに感染したものと推定されている。

2　ＨＩＶ訴訟について

ＨＩＶ訴訟は、輸入した非加熱血液製剤によってＨＩＶ（エイズウイルス）に感染した血友病患者とその家族 215人が国と製薬会社に損害賠償を求めて、1989年に東京（原告118人）、大阪（原告 134人）の両地裁に提訴したもので、このうち 118人分が結審している。

95年10月６日、本件の早期かつ全面的な解決および「原告らの状況を放置することは、もはや人道的・社会的に許されない」（和解勧告に当たっての所見・大阪地方裁判所）とする観点から、東京と大阪の両地裁から和解勧告が示された。国と患者および製薬会社は和解交渉に入ることを表明、現在東京と大阪で和解交渉が行われている。和解案は、①国側は一人一律4500万円の和解金を支払う、②国と製薬会社の負担割合は四対六とする、等というものである。

この訴訟は、「もともと先天的な疾病である血友病に罹患していた原告らが、血友病患者の現時点ではほとんど唯一の治療方法とされている補充療法の中でも、血友病患者に大きい福音をもたらしたとして高く評価されている非加熱濃縮製剤の投与を、医師の勧めに従い、ひたすら有効な薬剤と信じて、継続的に受けるうち、たまたま米国由来の原料血漿の中に含まれていたエイズウイルス（ＨＩＶ）に感染し、その過半が不幸にも重篤なエイズ

を発症」（東京地裁所見）したことに端を発している。

患者に帰すべき責任は何も無い。血友病患者の最初のエイズ死からすでに12年が経ち、提訴からも６年が過ぎた。その間に確認された 530人の発症者のうち、 357人の方々が亡くなっている（1995年５月末現在）。現在も５日に１人の割合で患者が亡くなっているといわれている。さらに、医師による感染告知が遅れたために、告知が適時に行われていれば避けることができたかもしれない配偶者への二次感染が、不幸にも生じてしまった例も一、二にとどまっていない。

しかも、「被害者の多くは、ＨＩＶに感染したため、社会における種々の分野においていわれなき差別を受けており、そのような社会的条件の中で、自らの名を明かすことも、怒りや憤り、言うに尽くせぬ思いの丈を外部に公表等することさえもほとんどできないまま、悲惨というべき病態により、すでに死を迎え、あるいは、死を余儀なくされる立場に置かれている」（大阪地裁所見）のである。したがって、和解はすべての感染被害者を一律かつ平等に救済する内容のものでなければならない。

3　血液製剤による感染はなぜ起きたのか

血液製剤とは、ヒトの血液を原料とした製剤で、①全血製剤、②血液成分製剤、③血漿分画製剤の三種に分類される。いずれもヒトの血液が原料であるため、医学等の最新の知見に基づく安全対策を講じても、完全にウイルス感染等の危険性を排除できない。また、原料の確保が大きな問題となる。

血漿分画製剤には、血友病の治療になくてはならないものである血液凝固因子製剤があり、この非加熱製剤に混入したＨＩＶや肝炎ウイルスなどが感染を引き起こした。

アメリカでは、82年の７月に最初のＨＩＶ感染した血友病患者の報告（３例）がなされ、翌83年には、肝炎対策のものであり、当時はエイズウイルスを不活化できるかどうかは不明ではあったが、滅菌処理をした加熱製剤の製造を承認している。日本では、加熱製剤について重大な副作用が懸念されており、治験が必要であるとされたため、85年７月まで加熱製剤の輸入・販売の許可が下りず、非加熱製剤が販売され続けた。ちなみに、厚生省のＡＩＤＳ調査検討委員会が「初めて」３名の血友病患者のエイズ患者を認定したのは、85年５月である。この間の事情が日本における血友病患者の悲劇を拡大した疑いがあり、その真相究明が望まれている。

この点に関し、大阪地裁の所見は、「米国では、1983年ころには、ＡＩＤＳの臨床例の急激な増加が見られその致命的な症状も明白となっていた上に、新しい症例群や研究成果が蓄積しつつあった。その結果、ＡＩＤＳの原因は、科学的には解明されていないものの、一般に、性的接触により、そして血液又は血液製剤により伝染するものと考えられていたと認めることができ、ハイリスクな血液提供者の排除など予防のための具体的な勧告が米国政府機関によりなされた状況」にあったと指摘しており、「しかしながら、被告国（厚生大臣）は、本件医薬品が米国由来の血液から製造されるものであるという認識を有しながら、本件医薬品から生じる感染の危険性やＡＩＤＳの重篤性についての認識が不十分なまま期待される政策をとることに遅滞を来したために、ＨＩＶの感染による甚大な健康被害の発生を防止しえなかった」として、製薬会社に第一次的責任があるとしながらも、国に解決の責任があることを指摘している。

4　現在行われている対策等について

4-1　血液製剤の安全対策

血液製剤の安全性を図るために、厚生省では、①国内自給の向上を図り、凝固因子製剤

については、93年にほぼ自給を達成した（85年当時は、6パーセントだった）、②肝炎やＨＩＶ等のウイルスに対する検査の充実、③検査で排除できないウイルス感染を防止する唯一の方法としての問診の充実を95年7月からスタートさせた（問診項目に不特定多数との性交渉の有無等を入れ、それに伴い、プライバシー保護のために問診室を整備する）。

また、今後さらに検討すべき課題として、①血液製剤に関する国内外の情報収集・提供体制の整備、②緊急の対応が必要な場合の血液製剤の情報提供、回収等の迅速な対応の検討、③血液製剤の安全性の向上のための検査方法の向上、あるいは代替血液製剤等の開発の促進、等に努めるとしている。

4-2　エイズ拠点病院の整備

エイズの感染者・患者が安心して医療を受けられるよう、現在までに40府県 137の医療機関が「エイズ拠点病院」に選定された。厚生省は病院名を公表することが望ましいと指導しているが、現在、病院名を公表しているのは、このうち、わずか10都府県（栃木、千葉、東京、神奈川、長野、広島、福岡、佐賀、熊本、宮崎）、57医療機関に過ぎない。エイズ感染者が診療さえ拒否された例は少なくないのであり、すべてのエイズ拠点病院の公表と、さらなる整備の促進が望まれる。

4-3　現在行わている救済事業等

厚生省では、「エイズ訴訟で争われている法的責任とは切り離して」、以下の救済事業を行っている。

① 血液製剤によるＨＩＶ感染者がエイズ発症した場合や死亡した場合などに、医療手当、特別手当、遺児見舞金、遺族一時金、葬祭料の諸給付を行うＨＩＶ（エイズウイルス）感染被害救済制度。これは、89年から、厚生省の指導の下に、財団法人友愛福祉財団が「血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業実施要項」に基づき、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に委託して実施しているものである。

② 93年度から、免疫機能が低下しているエイズウイルス感染者に対して、エイズ発症予防のための健康管理費用を免疫不全の状態に応じて支給。

これらは、諸外国における救済制度の給付内容と比較しても、遜色がないか、むしろ上回るものとなっている。しかし、「友愛福祉財団による救済事業については、その性格が曖昧であることや、給付金の財源が専ら民間（医薬品メーカー）からの寄付によって賄われていて、国は事業委託費の一部を賄っているに過ぎないことなどについて批判があり、その存続についての法的保障がないことも指摘されている」（東京地裁所見）。

5　おわりに

患者・家族が謝罪を求めていることに対し、社会党出身閣僚である森井忠良厚生大臣は、「和解協議の中で法的責任、謝罪の問題について、存分に話し合っていきたい」と表明している。

国、製薬会社および医療関係者には、恒久対策として、感染者の人権保障、治療体制の整備、医療費および医療手当等の健康管理上の生活費用の見直しを行うとともに、薬害に関する情報公開の徹底、インフォームド・コンセントの確立、医薬品の安全性の確保、エイズ対策の拡充等を図る中で、二度とこのような薬害が繰り返されないよう、万全の体制をとることが求められている。

（本稿作成に当たり、東京・大阪の弁護団の作成した資料を参照させていただいた。また、事実関係については、厚生省薬務局に確認をお願いした）。

（やまぐちのぞむ・政審書記 ―厚生部会担当）

1995年度総目次一覧
(340～351号)

1　月　号（340号）

巻頭言　マルチ・メディアと民主主義　藁科満治 …… 1

〈資　料〉

公共投資の質的転換について　党行財政改革プロジェクト …… 4

行政改革の新たな展開の基本方向　〃 …… 5

地方行財政改革の基本方向　〃 …… 7

規制緩和の基本的考え方と推進体制　〃 …… 14

平成七年度予算編成について　行財政改革プロジェクトチーム …… 19

従軍慰安婦問題の解決方向について　党戦後五十年問題プロジェクト …… 22

〃　に関する与党の合意形成に向けた意見　〃　特別委員会 …… 24

いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告　〃　プロジェクト …… 26

地方分権の基本的考え方　地方分権特別部会 …… 27

わが国経済構造改革の基本方向について　与党経済対策プロジェクト …… 39

〃　（案）　〃 …… 40

九五年宣言（第一次草案） …… 46

政策の焦点

Ⅰ　国会テレビ ― 知る権利の観点からの政治改革 ―　緒方　岳 …… 49

Ⅱ　ガット関連対策について　垣内修作 …… 53

2　月　号（341号）

巻頭言　政治とは何か　大畠章宏 …… 1

〈特　集〉

Ⅰ　1995年度税制改正大綱 …… 4

Ⅱ　1995年度予算編成 ― 省庁別予算案成果のポイントと課題 …… 29

〈資　料〉

特殊法人改革について　党行政改革プロジェクト …… 79

「（仮称）政府関係法人の組織及び運営に関する法律案」の要点

地方分権についての申入れ　与党地方分権プロジェクト …… 84

地方分権の推進についての基本的考え方（案）　〃 …… 84

地方分権推進についての政策的課題についての確認　〃 …… 87

地方分権の推進 ― 経過と当面のまとめ　〃 …… 88

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し

― 新ゴールドプランの内容 ― …… 94

3　月　号（３４２号）

巻頭言　震災地激励団に参加して　緒方克陽 …… 1

〈特　集〉阪神大震災関係

申　し　入　れ　連立与党兵庫県南部地震対策本部 …… 4

兵庫県南部地震災害対策（提言事項の第一次集約）　〃 …… 5

兵庫県南部地震災害対策に関する緊急質問（田口健二、衆議院本会議） …… 13

村山総理の施政方針演説に対する代表質問（久保　亘、参議院本会議） …… 15

〈資　料〉

公団住宅の家賃改定について　日本社会党 …… 21

住宅・都市整備公団の賃貸住宅の家賃改定について　与党経済対策プロジェクト …… 22

〈参考資料〉

第１３２国会、内閣提出予定法律案・条約要旨調 …… 23

政策の焦点

Ⅰ　ＩＬＯ１５６条約批准の取組み　鳥居由美子 …… 52

Ⅱ　国保制度の改正と今後の課題　田鹿　文隆 …… 55

１９９４年度総目次一覧表 …… 58

4　月　号（３４３号）

巻頭言　不戦・平和決議に命運をかけよ　温井　寛 …… 1

〈特　集〉Ⅰ　地震対策関係

当面の大規模地震対策について　党地震対策特別委員会 …… 4

阪神・淡路地域の復興対策に関する中間報告　与党阪神・淡路大震災対策本部 …… 5

災害時の危機管理に関する中間報告　〃 …… 7

災害に強い安心・安全な「まち」を　党災害対策特別部会 …… 13

阪神・淡路大震災への税制上の対応　与党三党 …… 18

〈特　集〉Ⅱ　行政改革関係

特殊法人の改革について　与党政策調整会議 …… 34

〈資　料〉

規制緩和の具体策（中間とりまとめ）　党規制緩和特別部会 …… 39

地方分権推進法案 …… 49

「社会開発サミットにおける村山総理演説に盛り込むべき内容」　与党外務調整会議 …… 52

政策の焦点

Ⅰ　阪神・淡路大震災対策について　平塚　博 …… 53

Ⅱ　地方分権推進法の提出にあたって　伊藤　安博 …… 57

5　月　号（３４４号）

巻頭言　「訪朝雑感」　関山信之 …… 1

〈特　集〉規制緩和関係

「政府の規制緩和推進計画」への社会党の追加要望項目　党行革プロジェクト …… 4

規制緩和推進五ヵ年計画の策定に向けて　行革プロジェクト …… 7

「規制緩和推進計画」策定にあたって　党行革プロジェクト …… 18
内外価格差の是正・縮小の具体化に向けて（案）　与党経済対策プロジェクト …… 20
〈資　料〉
当面する政治改革の課題と取り組みについて　党政治改革推進プロジェクト …… 27
今国会における政治改革の推進について（社会党からの提言）　与党政治改革協議会 …… 29
阪神・淡路地域の復興対策に関する第二次報告　与党阪神・淡路大震災対策本部 …… 30
介護休業法制化のための育児休業法改正案について　党労働部会 …… 31
改正案に関する衆議院代表質問　永井孝信 …… 37
マルチメディア時代の情報通信の課題と考え方　党情報通信政策特別委 …… 40
人権と差別に関するプロジェクトの作業状況に関する中間報告　与党人権と差別問題に関するプロジェクト …… 44
政府系金融機関の検討について　与党政策調整会議 …… 48
政策の焦点
Ⅰ　科学技術立国をめざす科技基本法案　村田育久 …… 49

6　月　号（３４５号）

巻頭言　政権一年間を顧みて　穐山　篤 …… 1
〈資　料〉
緊急円高対策について　社会党 …… 4
〃　与　党 …… 5
与党緊急円高対策に関する訪米団報告 …… 8
日本開発銀行の簡素・合理化について　与　党 …… 10
与党ＵＮＤＯＦ調査団報告 …… 11
阪神・淡路地域の復興対策に関する第三次報告　与党プロジェクト …… 15
沖縄・八重山地域マラリア問題に関する報告　与党プロジェクト …… 17
水俣病問題解決についての三党合意（中間報告）　与党水俣病問題対策会議 …… 17
ＩＬＯ１５６号条約批准・談話　社会党特別委 …… 18
〃　関係資料 …… 20
今後の国立病院・療養所のあり方　社会党プロジェクト …… 31
政策の焦点
Ⅰ　行革雑感　岡田　明彦 …… 36
Ⅱ　いじめ問題の対応と課題　北村　祐司 …… 39

7　月　号（３４６号）

巻頭言　はじめての中東の旅　田口健二 …… 1
〈特　集〉
１９９５年参議院選挙政策大綱 …… 4
〈資　料〉
介護休業法制化関係
育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱（与党三会派） …… 16

内閣提出の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び新進党
提出の介護休業等に関する法律案に対する討論（衆・本会議、社会党）…… 17
千葉景子参議院議員が浜本労働大臣に対して行った確認質問及び大臣の答弁 …… 19
育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議　参・労働委 …… 21
家族介護休業法制化のための育児休業法改正案の成立に当って（談話） …… 22
ＵＮＤＯＦ参加に関する見解　中執委 …… 24
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案の賛成討論及び
法案のあらまし　参・沖北特委 …… 25
与党・人権と差別問題に関するプロジェクトの論点整理 …… 27
大手民鉄１４社及び営団地下鉄の運賃改定について　与党経済対策プロ …… 28
与党政治改革協議会への改めての提言　社会党政治改革プロ …… 29
平成７年産麦価及びなたね価格の決定に当って　社会党農水部会 …… 30
平成７年産麦価及びなたね価格関連対策（骨子）　与党農水調整会議 …… 31
スポーツ振興くじ関係
「スポーツ振興くじ」問題の経過と論点について　社会党文教部会 …… 32
スポーツ振興法の一部を改正する法律案要綱 …… 37
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案要綱 …… 38
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案要綱 …… 41
政策の焦点
Ⅰ　傷だらけの国会決議　河野道夫 …… 42
Ⅱ　長良川河口堰問題を考える　石塚賢治 …… 45

８　月　号（３４７号）

巻頭言　村山連立政権１年の検証　藁科満治 …… 1

〈特　集〉　連立政権１年の成果

村山内閣の三党合意の実現状況 …… 4
三党合意の検証の上に立って新たに付け加えるべき当面の重点政策 …… 10

〈資　料〉

日本と世界・アクション2000
「日本の国際協力と国連改革」に関する特別調査会 …… 15
今後の障害者施策の推進について　与党福祉プロジェクト …… 21
高齢者介護問題に関する中間まとめ　〃 …… 24
全労災の自陪責参入問題等について　検討プロジェクト …… 26
電気通信が当面する課題についての見解　党情報通信政策特別委員会 …… 27
与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見・付属資料 …… 29
オウム真理教関連事件に関する要請　与党宗教法人問題プロジェクト …… 37
水俣病問題の解決について　与党三党 …… 38
行政組織の改革に関する提言　与党行革プロジェクト …… 40
新産業創生に向けて　与党経済対策プロジェクト …… 44
新食糧法の施行及び運用について　与党農水調整会議 …… 53

歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議 ……54

政策の焦点

国際船舶制度を考える　千葉　謙 ……55

9　月　号（348号）

巻頭言　現在の日本について考える　大畠章宏 ……1

〈特　集〉第17回参議院選挙政策・声明・談話

6.17　第132通常国会を終えて（久保書記長談話） ……4
6.22　水俣病問題解決の与党合意にあたって（久保書記長談話） ……5
6.24　景気対策・経済構造改革の提案（書記長＝鹿児島市） ……5
6.30　村山内閣成立から一周年を迎えて（書記長談話） ……7
7.5　新しい政党・私たちの考え方――歴史を継承し歴史を発展させる（中執） ……8
7.6　参議院選挙公示にあたって ……9
7.11　アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁解放について（書記長談話） ……10
7.11　NPO（非営利市民団体）・NGO（非政府組織）の法人格付与制度の確立に向けて（関山政審会長＝長崎市） ……11
7.13　後半戦を全力で闘い抜こう（在京幹部会声明） ……12
7.13　党の命運を賭けて参議院選挙に勝利しよう ―自治体議員に訴える（村山委員長） ……13
7.13　1996年を軍縮元年に（久保書記長＝山口県宇部市） ……14
7.13　首都機能移転五原則を提唱する（関山政審会長＝前橋市） ……15
7.13　新進党の米沢副党首の発言について（関山政審会長談話） ……16
7.15　21世紀に向けた教育への投資について（久保書記長＝大宮市） ……17
7.18　3つの政策争点を明示する（久保書記長＝鳥取市） ……19
7.18　すべての社会党員と支持者に訴える（久保書記長） ……20
7.20　大接戦を勝ち抜く、最終盤の闘いに奮起を（在京幹部会アピール） ……21
7.20　フランスの核実験再開に対する党の態度（在京幹部会） ……22
7.23　投票日にあたって（党声明） ……23
7.24　参議院選挙結果について（久保書記長談話） ……23
7.24　参議院議員選挙結果について（村山委員長） ……24
※　開票結果 ……25

〈資　料〉

高齢社会対策基本法案　参・国民生活に関する調査会長提出 ……31
中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議（案）　与　党 ……34
衆・参決議 ……34
APECにおける農林水産物問題についての申し入れ　与党農水調整会議 ……36
1996年度の概算要求について　閣議了解 ……37
概算要求に当っての基本方針　政策調整会議 ……42
1996年度防衛関係予算　概算要求基準枠の設定にあたって　与党防衛調整会議 ……43

1996年度防衛関係予算の概算要求基準枠の設定結果について　党安保調査会 …… 44

政策の焦点

介護休業法制化の意義と今後の課題　長谷川崇之 …… 45

10月　号（349号）

巻頭言　新党の理念論議に寄せて　温井　寛 …… 1

〈特　集〉

1996年度予算概算要求の省庁別概要 …… 4

1996年度予算概算要求の概要　文教分野
内閣分野　厚生分野
北海道・沖縄開発分野　農水分野
防衛分野　商工分野
科技分野　運輸分野
環境分野　通信分野
法務分野　労働分野
外務分野　建設分野
大蔵分野　地行分野

〈資　料〉

8・15　総理談話 …… 43
〃　誓いのことば（書記長） …… 44
中国の核実験に抗議する（談話）（書記長） …… 45
水俣病問題に関する環境庁の「調整案」についての申し入れ　党環境部会 …… 46
〃　回答　環境庁長官 …… 47
わが国のＵＮＤＯＦ参加に当たっての与党確認事項
与党内閣・防衛・外務調整会議 …… 48
ＵＮＤＯＦ参加問題に関する報告　党外務・内閣・安保部会長 …… 48
〃　与党内議論の到達点
党外務・内閣・安保合同部会 …… 49
中国へのＯＤＡ供与について　与党外務調整会議 …… 50
与党防衛調整会議座長メモ …… 50
国有林対策について …… 森と緑に関するプロジェクト …… 52
'96 年度農林水産予算概算要求について …… 与党農水調整会議 …… 52

政策の焦点

Ⅰ　八重山地域の戦争マラリア犠牲者補償問題　山代武臣 …… 54
Ⅱ　郵貯資金の地方還流の実現を　末木秀治 …… 57

11月　号（350号）

巻頭言　二つの政権二つの成果　関山信之 …… 1

〈特　集〉

経済対策 ― 景気回復を確実にするために ―

景気・経済対策の基本的考え方 …… 4
経済対策 ― 景気回復を確実にするために ― の重点（要約） …… 5
〃　〃　経済閣僚会議 …… 7
平成７年度補正予算〈第２号〉フレーム　大　蔵　省 …… 13
〃　一般会計補正予算〈第２号〉等について　大　蔵　省 …… 14
〈資　料〉
１３４臨時国会（参）代表質問　菅野久光 …… 16
与党行革プロジェクト関係
官邸機能強化について …… 22
審議会等の透明化・見直し等 …… 27
公正取引委員会の強化について（案） …… 28
与党金融・証券プロジェクト関係
与党金融・証券プロジェクト　論点整理 …… 30
住専問題についての勧告 …… 32
住専問題に関する勧告後の状況について …… 33
水俣病問題の解決について　与党三党 …… 34
宗教法人法制の見直しについて（第１次・第２次報告）　党宗教問題対策委 …… 39
沖縄における児童暴行事件への対応について　党政審安保調査会 …… 45
地位協定にかかわる問題について　社　会　党 …… 45
政策の焦点
Ⅰ　ＯＤＡ基本法の制定に向けて　早川幸彦 …… 49
Ⅱ　法務委員会における社会党の立法活動の成果　岡田和郎 …… 52

１２月　号（３５１号）

巻頭言　爾俸爾禄　民膏民脂　下民易虐　上天難欺　山元　勉 …… 1
〈資　料〉
農水部会関係
新食糧法施行に伴う政省令策定についての党の考え方　党農水部会 …… 4
改正農産物検査法の施行について　〃 …… 6
新食糧法　農産物検査法・表示の政省令について　〃 …… 7
平成７年度甘味資源作物等及び大豆の生産者価格等の決定にあたって（案）
農水調整会議 …… 10
ＨＩＶ訴訟に係る東京地裁及び大阪地裁による和解勧告に関する　久保書記長談話 …… 13
第 134臨時国会における政治改革の推進課題について　党政治改革推進プロジェクト …… 13
官邸機能の強化について　与党政策調整会議 …… 14
宗教法人法の改正について　与党宗教法人問題プロジェクト …… 15
オウム真理教に対する解散命令について（談話）　党宗教問題対策委 …… 16
フランスの三回目の実験強行に抗議する（談話）　書　記　長 …… 16
与党金融・証券プロジェクト　中間報告 …… 17
租税特別措置及び非課税等特別措置の平成８年度改正についての基本方針（案）

与党税制改革プロジェクトチーム …… 26
科学技術基本法・付帯決議 …… 27
公職選挙法・政党助成法の一部を改正する法律案要綱 …… 31
首都機能移転シンポジウム関係　与党三党 …… 32
外務・安保部会関係
今後の防衛力の在り方について　社会党安保調査会 …… 33
沖縄の基地問題等の解決・改善に関する方針　社会党安保調査会 …… 37
〃　打解に関する提言
日米地位協定等に関する外務・防衛合同調整会議 …… 38
沖縄米軍基地の整理縮小に関する基本構想　社会党安保調査会 …… 39
政策の焦点
Ⅰ　水俣病問題解決にあたって　西川　洋 …… 41
Ⅱ　ＡＰＥＣ農業問題の本質を探る　行川　清 …… 44
※部会と委員会所属一覧表および部会担当政審書記一覧（最新） …… 47

Ａ５判64頁　社会新報ブックレット　各600円（税込）

どうなる あなたの年金
改革 早わかり解説
池端清一衆院議員

復興への提案
阪神・淡路大震災から学ぶ
後藤正治・野田正彰ほか

いま、民主リベラル　寛容な市民政党をつくる
久保亘・田原総一郎

北京につどう　95年国連世界女性会議にむけて
久保田真苗・大脇雅子

「安全」は21世紀のキーワード　ＰＬ法の生かし方
吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！
入会金●1口1万円。（ブックレット計20冊送付します。2000円＋送料がお得です。）
申し込み●電話かＦＡＸ、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局
〒100 東京都千代田区永田町１－８－１　ＴＥＬ03－3592－7515　ＦＡＸ03－3581－3528

与党政策調整会議省庁別調整会議メンバー一覧　1995.11.29現在

会議名(省庁)	自民党			社会党		さきがけ	事務局(自)	事務局(社)	事務局(さ)
法務調整会議 (法務省・最高裁)	志村　哲良	山本　有二	服部三男雄	坂上　富男	千葉　景子	枝野　幸男	高村　祐一 井形　厚一	岡田　和郎	髙見　省次 本多　平直
外務調整会議 (外務省)	森　英介	中島洋次郎	関根　則之	伊藤　茂	川橋　幸子	前原　誠司	中丸　到生 田村　重信	池内　尚郎	徳良　淳 松浦　武志
大蔵調整会議 (大蔵省)	石原　伸晃	岸田　文雄	楢崎　泰昌	永井　哲男	峰崎　直樹	錦織　淳	馬場　理 原　芳治	前田　恭宏 塩原　洋光	佐賀　美抄 瀬尾　淳
文部調整会議 (文部省)	小川　元	片岡　武司	尾辻　秀久	奥石　東	三重野栄子	中島　章夫	植田　泰男 松井　誠司	北村　祐司	五十嵐信彦 大塚　陽雄
厚生調整会議 (厚生省)	衛藤　晟一	住　博司	宮崎　秀樹	岩垂寿喜男	朝日　俊弘	荒井　聰	田中　耕一 園部ゆかり	山口　希望 田鹿　文隆	増尾　一洋 金子　淳一
農林水産調整会議 (農林水産省)	二田孝治　堀之内久男　谷　洋一 鈴木　俊一			石橋　大吉	村沢　牧	錦織　淳	訓覇　浩 浜　浩二	行川　清	北浦　喜夫 瀬尾　淳
商工調整会議 (通産省・庁・公取委)	逢沢　一郎	細田　博之	久世　公堯	小林　守	前川　忠夫	水野　誠一	大谷　直義 原　芳治	山代　武臣	五十嵐信彦 井上　和雄
運輸調整会議 (運輸省)	若林　正俊	細田　博之	野沢　太三	左近　正男	渕上　貞雄	髙見　裕一	馬場　理 浜　浩二	茂木　勲	北浦　喜夫 栂坂　英樹
郵政調整会議 (郵政省)	斉藤斗志二	御法川英文	陣内　孝雄	田中　昭一	松前　達郎	小沢　鋭仁	和坂　吉郎 櫻井　香子	末木　秀治 緒方　岳	五十嵐信彦 北角　嘉幸
労働調整会議 (労働省)	石渡　清元	片岡　武司	粟原　裕康	永井　孝信	清水　澄子	髙見　裕一	原　芳治 園部ゆかり	鳥居由美子	増尾　一洋 栂坂　英樹
建設調整会議 (建設省・国土庁)	野田　実	萩山　教嚴	太田　豊秋	石井　智	山本　正和	玄葉光一郎	畠山　三央 髙村　祐一	石塚　賢治	岡本　健司 千葉　七郎
地方行政調整会議 (自治省・警察庁)	鎌田　要人	中馬　弘毅	関根　則之	渡辺　四郎	畠山健治郎	田中　甲	田中　耕一 櫻井　香子	横田　昌三 工藤　尚彦	岡本　健司 茂木　義幸
内閣調整会議 (総府・総理府・会計検査院)	武部　勤	宮路　和明	西田　吉宏	山元　勉	山口　哲夫	宇佐美　登	佐藤　誠三 髙村　祐一	工藤　尚彦	髙見　省次 北浦　喜夫
北海道開発調整会議 (北海道開発庁)	大河原太一郎	渡辺　省一	楢崎　泰昌	佐々木秀典	菅野　久光	荒井　聰	吉田　修	石塚　賢治	佐賀　美抄 金子　淳一
防衛調整会議 (防衛庁)	池田　行彦	大野　功統	岡野　裕	大出　俊	角田　義一	前原　誠司	田村　重信 井形　厚一	池内　尚郎	徳良　淳 松浦　武志
沖縄開発調整会議 (沖縄開発庁)	井上　吉夫	谷　洋二	尾辻　秀久	上原　康助	前島　秀行	奥村　展三	中丸　到生	山代　武臣	北浦　喜夫 石躍　雄成
科学技術調整会議 (科学技術庁)	守住　有信	坂井　隆憲	小野　晋也	今村　修	川橋　幸子	渡海紀三朗	安本　恒己 櫻井　香子	村田　育久	東　かおり 神吉　雅之
環境調整会議 (環境庁)	山口　俊一	持永　和見	野村　五男	田中　昭一	矢田部　理	堂本　暁子	安本　恒己 井形　厚一	工藤　尚彦	東　かおり 山本　美和
決算調整会議	稲垣　実男	二田　孝治		今井　澄		水野　誠一	馬場　理 原　芳治	塩原　洋光	佐賀　美抄 井上　和雄

編集後記

「明けまして　おめでとうございます　本年もどうぞよろしく」と、普通の年なら書き出すのであろうが、「新しい年になってしまいました。さあ大変」というのが本音だ。

東京近郊の高尾山に「岩屋太子」という祠があることを、山登りの先輩から聞いたことがある。何年か前の冬の日、一人ふらっと高尾山に出かけ、琵琶滝コースという登山道を歩いていた時その話を思い出した。そのコースにある修験場「琵琶滝」のすぐ手前にその小さな祠はある。この祠の由来を詳しくは知らないが、その主は朝鮮半島で大きな政変があり日本へ逃げてきた、ある王朝の「日継ぎの御子」らしいのである。

その日が祠の主の特別な日なのか、それとも朝鮮半島の方々にとっての記念すべき日だったのか知る由もないが、祠の前に豚の頭を丸ごと供え、色とりどりのチマ・チョゴリを着飾った人たちが、懸命に祈りを捧げている。

この光景は、普通の日本人から見れば異様な雰囲気であり、そのことを彼らも警戒して、日本人が通り過ぎるまでお祈りを控える。神聖な儀式の途中、腰を折られさぞかし不愉快であるに違いない。

20年も前に、取材で横浜・中華街で写真撮影をした際、被写体のことも考えず店内や人物にカメラを向け、殺気立った視線を浴びせられたことを思い出した。「先ず警戒せよ」永く異国で虐げられてきた人たちが、身に付けさせられた習性なのであろう。

現在、数多くの外国人が往来し暮らす日本。それらの人たちが、本当に安心して暮らせ、過ごせる社会にならなければ、国際国家としての日本になれないだろう。さまざまな習俗が、われわれにとっても異様とは思わず、自然のことと感じられる社会で暮らす一員でありたいと思う。

（Y）

政策資料編集委員会

委員長　関山信之

編集委員　田口健二　山元　勉
細谷治通　藁科満治
峰崎直樹　伊藤基隆
温井　寛　川那辺　博
石田好数　早川幸彦
小川正浩　長谷川崇之
伊藤安博　西川　洋
平塚　博

兼事務局長　浜谷　惇

会計監査　山元　勉　三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価　一部　４５０円
送料　７６円
年間購読料　６０００円（前納）
郵便振替　東京００１８０
４－８０８２１
又は
大和銀行　衆議院支店
普通　２０３８８８
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION
SEISAKU SIRYO

January 1996 **No. 352**

<FOREWORD>
MINEZAKI Naoki
Vice-Chair of the Policy-Making Board

<FEATURES> On the NPO Act
Position Paper on Supporting NPO Activities
(SDPJ Ad hoc Committee on NPO)
Position Paper on Taxation of NPO's
(SDPJ Ad hoc Committee on NPO)
Summary of Draft Law on the Status of NPO's
(SDPJ Ad hoc Committee on NPO)

<DOCUMENTS>
Questioning Speech at the Upper House Plenary Session
(KAWAHASHI Yukiko, SAITO Tsuyoshi)
Interim Report on the National Plan for the Handicapped
(SDPJ Committee on Social Welfare)
Documents on APEC Osaka Conference
Programs for the UN Decade of Human Rights Education

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

政策資料 1 月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 日本社会党政策審議会
代表 関山信之
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111内線3880~4
FAX 03(3502)5857

定価450円 (送料76円)

一九九六年一月一日発行 政策資料 第三五二号 毎月一回一日発行 一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可